宮崎市景観計画

平成19年10月 (平成31年4月変更)

宮崎市

目 次

第1部 計画の目的と役割

第1章 景観形成の意義	2
1. 景観とは	2
2. 景観形成とは	2
3. 景観形成の意義	3
第2章 宮崎市における景観形成の歩	J 4
1. 南国情緒あふれる沿道景観の形成	
2. 美しく魅力ある都市景観の形成	
3. 屋外広告物の規制・誘導	
4. 花と緑のまちづくり	5
第3章 宮崎市における景観の特性と	浬題6
1. 宮崎市の景観特性	
2. 宮崎市における景観の現状と課題	
第4章 宮崎市景観計画の目的と役割	12
3. 計画策定の背景と目的	
2. 宮崎市景観計画の役割	
第2部 景観形成の基本的な考	·え方
第1章 景観形成の基本理念	18
◇「景観形成の基本的な考え方」の体系	19
第2章 景観形成の目標	21
第3章 景観形成の基本姿勢	23
第4章 景観形成の基本方針	24
基本方針 1:景観の骨格を保全し強調する	
基本方針 2:地域の景観の特性を活かす	
基本方針 3: 多様な景観資源を保全し活用する	
基本方針 4:花と緑あふれる美しい景観づくりを	
基本方針 5:豊かな表情が感じられる景観づく	
基本方針 6:景観の要素に応じてきめ細かな配	!慮を行う 50

第3部 景観形成の推進に向けて

第1章 景観形成の推進方策	56
1. 景観形成の施策	56
基本的施策 1:景観への関心を高め意識の向上を図る	57
基本的施策 2:景観形成の総合的な推進体制を構築する	58
基本的施策 3:規制・誘導を含めた効果的な展開を図る	59
2. 具体的事業	60
第2章 景観施策の評価	62
1. 評価の観点	62
2. 景観施策の評価の流れ	63
第3章 景観法に基づく事項	64
1. 景観計画区域	65
2. 景観形成のための行為の制限に関する事項	75
3. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針に関する事項	80
4. 屋外広告物の表示等の制限に関する事項	81
5. 景観重要公共施設の整備等に関する事項	84
6. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項	86
7. 景観形成に関する方針	87

景観計画変更履歴

- 1. 平成21年4月(第3部第3章 「景観法に基づく事項」の変更)
 - ①景観計画区域に大淀川地区重点景観形成地区を追加し、当地区の景観形成に関する方針、景観形成のための行為の制限に関する事項及び屋外広告物の表示等の制限に関する事項を定める(従来の橘公園通り地区重点景観形成地区は廃止。大淀川地区重点景観形成地区に含むこととする)。
 - ②市内全域における建築物の届出対象規模を変更。
 - ③一級河川、二級河川、高速自動車国道、一般国道、県道及び都市計画道路に指定された市道を景観 重要公共施設に指定し、整備等に関する事項を定める。
- 2. 平成23年4月(第3部第3章 「景観法に基づく事項」の変更)
 - ①景観計画区域に四季通り地区景観形成推進地区を追加し、当地区の景観形成に関する方針、景観形成のための行為の制限に関する事項を定める。四季通り地区景観形成推進地区追加に伴い、隣接の高千穂通り地区重点景観形成地区の区域を一部変更。
 - ②工作物の景観形成のための行為の制限に関する事項を変更。
 - ③市道橘東3の1号線を景観重要公共施設に追加指定し、当路線の整備に関する事項を定める。
- 3. 平成24年3月(第3部第3章「景観法に基づく事項」の変更)
 - ①景観計画区域に宮崎駅東通り地区重点景観形成地区を追加し、当地区の景観形成に関する方針、景観形成のための行為の制限に関する事項を定める。
 - ②市道宮崎駅東通線の景観重要公共施設の整備等に関する事項を定める。
- 4. 平成25年12月(清武町域の合併に伴う追記変更)
 - ①平成22年3月に市町村合併した清武町域の追記変更。
- 5. 平成31年4月(第3部第3章「景観法に基づく事項」の変更)
 - ①太陽光発電設備等に関する規定の追記変更。
 - ②大淀川地区重点景観形成地区の行為の制限に関する事項の変更。

◇計画の構成

第1部 計画の目的と役割

景観形成の意義や本市における景観形成の歩み、本市の景観特性や課題をふまえ、「宮崎 市景観計画」の目的と役割を示します。



第2部 景観形成の基本的な考え方

景観形成の基本理念や目標(本市が目指すべき景観のイメージ)を定めるとともに、目標 の実現に向けての基本方針及び個別方針を示します。

第1章 景観形成の基本理念

本市における景観形成を進める上で大切にすべき考え方を定めます。

『豊かなひろがりのある、花のにあうまち・みやざき』

第2章 景観形成の目標

本市が目指すべき景観のイメージを、景観形成の目標として定めます。

- 空と海、山と川が広がるまち
- 花と緑豊かな美しいまち
- 地域らしさが感じられるまち
- にぎわいや活気が感じられるまち

第3章 景観形成の基本姿勢

景観形成に取り組む上で求められる基本姿勢を示します。

第4章 景観形成の基本方針

目標の実現に向けた景観形成の基本方針を示します。

- 景観の骨格を保全し強調する
- 地域の景観の特性を活かす
- 多様な景観資源を保全し活用する 花と緑あふれる美しい景観づくりを行う
- 豊かな表情が感じられる景観づくりを行う 景観の要素に応じてきめ細かな配慮を行う



第3部 景観形成の推進に向けて

このような景観形成を推進するため、今後10年間で進めていく施策や事業とその評価方 法を示すとともに、景観法に基づく事項について定めます。

第1章 景観形成の推進方策

第2部で示す基本姿勢や基本方針をもとに、景観形成に取り組む上での施策や具体的事業 を示します。

第2章 景観施策の評価

景観施策の進捗状況や景観形成の成果に関する評価の方法を示します。

第3章 景観法に基づく事項

景観法に基づく景観計画として、本市が定める7つの事項について示します。

第1部 計画の目的と役割

第1章 景観形成の意義

1. 景観とは

景観とは、海、山、川などの自然環境や建築物、道路など目に映るまちの姿だけではなく、まちの雰囲気や文化的・歴史的なかおりなど私たちがそこから感じ取る印象までも含めた幅広いものです。つまり、私たちが生活している空間や環境そのものであり、その都市の個性や文化水準を表すものといえます。

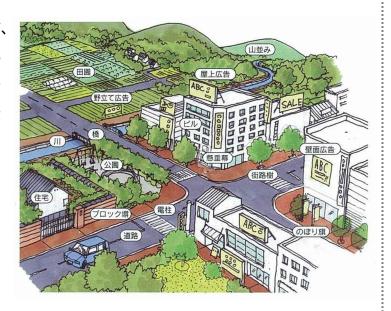
2. 景観形成とは

景観形成とは、自然や街並み、そして、これらに対する印象を含めて、「美しく魅力のある景観をまもり、そだて、つくるための一連の取り組み」のことを示します。

また、美しく魅力のある景観は短期間にできるものでなく、そこで生活する人々の 長期間にわたる努力の積み重ねによってつくりあげられるものであるため、一人ひとり が日頃から意識して持続的に取り組むことが必要です。

◇景観を構成しているもの

道路や建築物をはじめ、街路樹、橋、広告物、公園、背景となる山並みなど、わたしたちがまちを眺めるときに目に入る様々なものが景観をつくっています。また、個々の色やデザイン、高さ、大きさなども重要な要素となります。



3. 景観形成の意義

景観形成は、快適な住環境をつくり、生活や産業に根ざした個性や文化を創出すると ともに、市民の地域に対する誇りと愛着をはぐくむことにもつながります。

また、宮崎県の県都として美しく魅力のあるまちづくりを推進することは、訪れる 多くの人々の共感を呼び、観光や交流の促進が期待されます。

さらに、景観づくりの取り組みを通じて市民意識の向上が図られ、コミュニティの形成や市民活動の活性化など、市民主体の活力のあるまちづくりが推進されます。

- 1 地域への誇りと愛着をはぐくむ、快適な住環境の創出
- 2 多くの人々が訪れる県都としての魅力の向上 観光・交流の促進
- 3 市民主体の景観づくりの取り組みによるまちの活力の向上



上空より宮崎市街地を望む

第2章 宮崎市における景観形成の歩み

本市では、市民や事業者、国や県などと連携して、これまでに、景観形成に関する以下のような取り組みを行ってきました。

1. 南国情緒あふれる沿道景観の形成

戦前から、宮崎交通(株)による南国情緒あふれる観光地づくりが進められるなか、昭和30年には日南海岸が国定公園に指定され、日本初のロードパーク構想により、ワシントンヤシやフェニックスなどの植栽による特徴的な沿道の修景が進められてきました。

さらに、昭和 44 年には全国に先駆けて「宮崎 県沿道修景美化条例」が制定され、市内の主要な 幹線道路において、優れた自然景観や樹木を保護 するとともに様々な花木類が植栽され、宮崎らし い、美しい沿道景観の形成が図られてきました。



3南フェニックスロード

2. 美しく魅力ある都市景観の形成

美しく魅力ある都市景観形成を総合的に推進するため、平成2年に「宮崎市都市景観条例」を定め、また平成3年には「豊かなひろがりのある、花のにあうまち・みやざき」をテーマに「宮崎市都市景観基本計画」を策定し、都市景観形成地区の指定や大規模建築物等の景観誘導のほか、景観講演会の実施、都市景観賞の創設など、市民の啓発を含めた景観形成の各種施策を推進しています。



ーツ葉リゾート地区

3. 屋外広告物の規制・誘導

景観に大きな影響を与える屋外広告物については、平成10年の中核市移行に伴い「宮崎市屋外広告物条例」を定め、地域の特性や屋外広告物の種類に応じた規制や、平成24年4月に策定した「宮崎市屋外広告物ガイドライン」による、より良い広告物への誘導を行うとともに、市民との連携による違反広告物の取締りや除却等にも積極的に取り組んでいます。



違反広告物の除却

4. 花と緑のまちづくり

市民とともに推進してきた「まちに緑と花をふ やす運動」をより深く普及、定着させるため、平 成5年に「花のまちづくり基本計画」を策定し、 市民が主役の花のまちづくりを積極的に推進し ています。

さらに、かけがえのない貴重な財産である緑の 保全と育成に取り組むため、平成 13年に緑に関する総合計画として「緑の基本計画」を策定し、 里山の保全や街なかの緑化など、これまでの花の まちづくりとあわせ、市民、事業者、行政が一体 となった緑豊かな都市づくりを進めています。



フローランテ宮崎

第3章 宮崎市における景観の特性と課題

1. 宮崎市の景観特性

(1)気候に恵まれ明るく開放的な景観が形成されている

本市は、温暖な気候に恵まれるとともに、全国 的にみて降水量の多い地域でありながら日照時 間が長いという特徴があります。

こうした気候により、明るい青空の広がる、太陽の光り輝くイメージを感じさせる都市となっています。



明るく開放的な景観

(2)地形条件により広がりのある景観が形成されている

南北に伸びる海岸線とその背後に広がる平野により、ダイナミックで広がりのある景観が見られます。

また、平野の西から南へ山地が連なり、「緑のスクリーン」として市街地を取り囲んでいます。

さらに山から海へと広々とした水と緑の空間を感じさせる大淀川が流れています。



南北方向の海岸線



広々とした大淀川

(3)地域の特性に応じて多様な景観が形成されている

広がりのある豊かな自然環境のもと、私たちの生活や産業活動に根ざした様々な景観が見られます。

高層ビルや店舗が建ち並ぶ商業地、農地や山林を 開発してつくられた住宅地、あるいは農産物等の生 産や生活の場としての田園や集落などの多様な景 観が、美しい沿道景観とあわせて形成されています。



田園集落景観

(4) 自然や歴史、都市の特徴を表す多くの景観資源が分布している

本市には、特徴的な地形・植生を有する地域や自然公園などの自然的景観資源、歴史を物語る史跡や建造物などの歴史的景観資源、また大規模な都市公園、地区計画・建築協定により計画的に整備された住宅団地などの都市的な景観資源が数多く分布しています。



河上家武家門

(5) 花と緑が景観形成の重要な要素となっている

本市は、海岸線に沿った緑豊かな都市公園、大きく育った亜熱帯性の街路樹、また四季折々のイベントや、商店街・住宅地等における市民主体の花植えなどによって「花や緑のまち」が強くイメージされるまでになり、全国的にも高い評価を得ています。

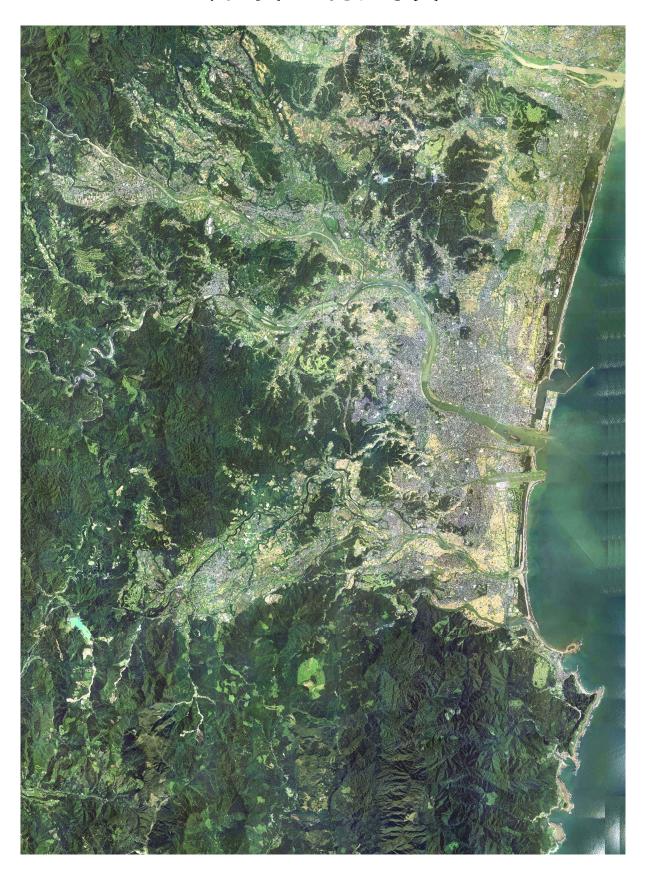


花と緑のまちづくりを支える市民の取り組み



地域における花づくりの取り組み

宮崎市の現況写真





2. 宮崎市における景観の現状と課題

(1)開発や地域社会の動向

人口増加に伴う郊外の住宅開発によって、ゆとりある良好な住環境が創出されてきましたが、その反面、山林や農地などの貴重な緑地が減少してきました。また、人口の郊外への分散傾向が見られるなか、自動車の普及に伴う郊外の大型店や沿道型サービス施設の立地により、広々とした田園風景の一部は失われ、そのあとには様々な種類の店舗や広告物が乱立する画一的な街並みが出現してきました。

このようななか、商業・業務機能が集積する中心市街地の活力が停滞し、県都としての魅力ある街並みも変化しつつあります。



郊外型の住宅地の増加



沿道型サービス施設の増加



中心市街地の様子

(2)建築物の動向

近年の建築技術や材料の開発により、様々な形態・色彩の建築物が出現し、一部では 周辺景観と著しく不調和な印象を与えている建築物もあります。特に中心部や住宅地で はマンション建設による眺望景観の阻害などの問題も生じています。

さらに、郊外における大型店や沿道型サービス施設の立地は、大規模な建築物や 駐車場の出現とともに、様々な業態のサービス施設の立地を誘引し、周辺景観を大きく 変化させる要因となっています。

また、青島地区など観光地においては、廃墟と化した建築物や空き店舗などが観光地としての魅力を低下させている状況にあります。



様々な高さや色彩の建築物の増加



大規模な商業店舗の出現



空地や空き店舗が見られる 観光地の通り

(3)広告物の動向

郊外の幹線道路沿いでは、各種のサービス施設の立地により、様々な形や色の広告物が出現し、統一感のない雑然とした印象を与えています。

また、建築物の屋上に設置される大規模な広告物には、山並みなどへの眺望を妨げているものもあり、農村部においては、落ち着きのある田園景観を阻害するような広告物も見られます。

その他、近年では、窓内広告や車両広告といった新たな形態の広告物も出現しています。







郊外の広告物



窓内広告

(4)その他

都市中心部の幹線道路などでは電線類の地中化が進められていますが、いまだ電柱や電線が目立つ状況です。また、近年の携帯電話の普及に伴い、その無線中継用の鉄塔が乱立して、高圧線の鉄塔などとあわせて周辺景観に大きな影響を与えています。

その他、一部の市民のマナーの低下によるゴミのポイ捨てや自転車の放置なども、景 観を損ねる要因となっています。



携帯電話の無線中継用の鉄塔



高圧線の鉄塔



バス停への自転車の放置

第4章 宮崎市景観計画の目的と役割

1. 計画策定の背景と目的

(1)背景

①社会情勢の変化

これまでの経済性や機能性を重視したまちづくりにより、画一的で個性の無い雑然とした街なみが出現するなかで、地域の景観を巡る問題も顕在化してきました。

一方、経済社会の成熟化とともに人々の価値観も変化し、良好な景観の形成に対する 関心やニーズも高まりつつあるなか、地方分権の時代を迎え、観光振興や地域活性化を 図り都市間競争を勝ち抜くうえで、地域の個性的な街並みや歴史、文化などを活かした まちづくりがますます重要となっています。

このようなか、本市の景観を巡る状況も大きく変化しつつあり、これらに的確に対応 すべく、これまでの様々な景観形成の取組みを見直しながら、魅力ある美しいまちづく りをより一層推進していくことが求められています。

②市域の拡大

平成18年1月に1市3町(佐土原町、田野町、高岡町)、平成22年3月に1市1町(清武町)が合併し、新しい宮崎市が誕生しました。これにより、市域が大きく拡大するとともに、歴史的な資源が残る街並み、特徴ある農地の景観、緑豊かな山間部の景観など、より多様な表情が市域の景観に加わりました。

今後は、大きな広がりを持つ新しい宮崎市において、一体的な景観形成の取り組みを 進めていくとともに、多様化した景観を積極的に活用して、地域の個性が豊かに感じる ことができるような景観形成を進めていく必要があります。

③景観法の制定

平成 16 年 6 月に、我が国初の景観に関する総合的な法律として「景観法」が制定されました。この法律は、景観を整備・保全するための基本理念を定め、住民、事業者、行政の責務を明確にするとともに、景観形成のための行為の制限や支援制度など、これまで地方自治体が独自で進めてきた景観に関する取り組みをバックアップする様々な仕組みを備えています。本市におきましても、景観法に基づくしくみを効果的に活用することで、これまでの景観形成の取り組みをさらに発展させることが期待されます。

(2)目的

本計画は、社会情勢の変化、市域の拡大、景観法の制定などを踏まえ、従来の取り組みを充実・強化しながら、総合的な景観形成を図ることを目的として策定するものであり、今後の景観施策を実現していくための基本的方向を示すマスタープランと位置づけます。

◇景観法と景観計画について

景観計画は、平成 16 年に制定された「景観法」の基本となる仕組みです。 地域の景観行政の担い手としての役割を与えられた自治体(景観行政団体)が区域を 定め、景観形成に関する考え方を示し、建築物や工作物の新築などの一定の行為に対し て、景観形成上の基準を設けます。

<景観法>

わが国で初めて、総合的な 景観形成の取組みを法制度化 法に基づき市町村 等の景観行政の取 組みを強化

- 〇わが国の景観形成の基本理念
- 〇住民、事業者、行政の責務
- ○景観形成のための行為規制や支援の制度
 - (景観計画、景観地区、景観協定、景観整備機構 など)

<景観計画>

「景観行政団体」が一定の 区域を対象に策定・運用

必須事項

- ○景観計画区域
- 〇良好な景観形成に関する方針
- ○良好な景観形成のための行為の制限
- ○景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針 選択事項
 - ○屋外広告物の行為の制限
 - ○景観重要公共施設の整備に関する事項 など

方針レベルにとど まらず具体的な基 準等を設定(変更 命令も可)

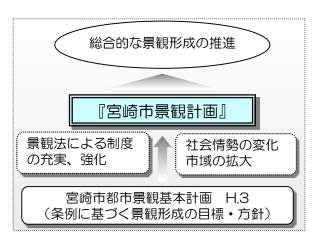
※景観行政団体:

都道府県、政令市、中核市は自動的に景観行政団体となります。その他の市 町村は都道府県との協議・同意により景観行政団体となります。

2. 宮崎市景観計画の役割

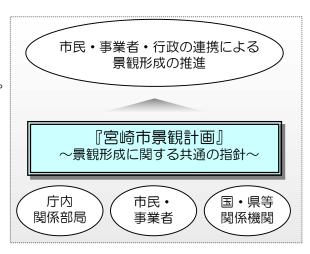
(1)総合的な景観形成の推進基盤

従来までの本市の取り組みを充実、強化するとともに、社会情勢の変化、合併による市域の拡大、景観法の制定などに対応した、新しい総合的な景観形成を推進する基盤としての役割を果たします。



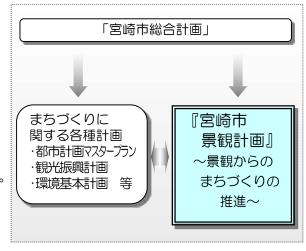
(2)市民・事業者・行政の連携を促す共通の指針

景観形成は、庁内関係部局はもとより、 国や県、市民や事業者が目標を共有化し、 連携して取り組んでいく必要があります。 このため、本計画は市民・事業者・行 政が一丸となって景観形成を推進するた めの共通の指針としての役割を果たしま す。



(3)景観からのまちづくりの推進

本計画は、「宮崎市総合計画」、「宮崎市都市計画マスタープラン」などで示されている本市の「将来の都市像」などについて、景観の視点から実現させるものであり、これら上位・関連計画と整合・調整を図りながら、一体となって総合的にまちづくりを推進する役割を果たします。



◇従来制度と景観計画の関係について

本計画は、従来の宮崎市都市景観条例ならびにその基本計画における理念・方針等の考え 方を拡充させて策定しました。その他、建築物・屋外広告物・花と緑といった関連する制度 等と積極的に連携して円滑かつ一体的な効果を図っていきます。

(従来の条例・計画) 宮崎市都市景観条例(H2)

宮崎市都市景観基本計画(H3)

充実•強化

移行

『宮崎市景観計画』

宮崎市景観条例

- 景観法の委任及び執行に 必要な規定
- 自主的な取組み・制度

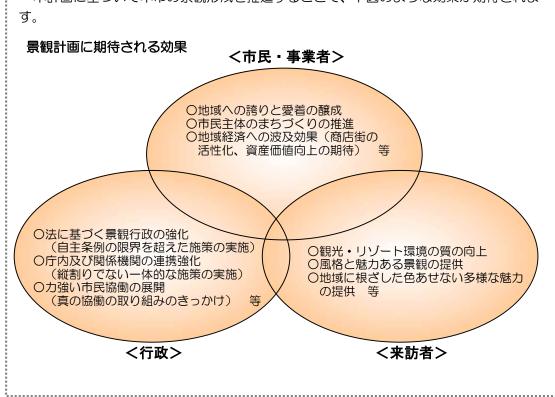


積極的な連携により、 円滑かつ一体的な効果の発現

関連する制度 (屋外広告物・花と緑・建築物・都市計画・農村計画・文化財等)

◇宮崎市景観計画に期待される効果について

本計画に基づいて本市の景観形成を推進することで、下図のような効果が期待されま



第2部 景観形成の基本的な考え方

景観形成の基本理念や目標(本市が目指すべき景観のイメージ)を定めるとと もに、目標の実現に向けての基本方針及び個別方針を示します。

第1章 景観形成の基本理念

本市における景観形成を進める上で大切にすべき考え方を、基本理念として以下のように設定します。

『豊かなひろがりのある、花のにあうまち・みやざき』

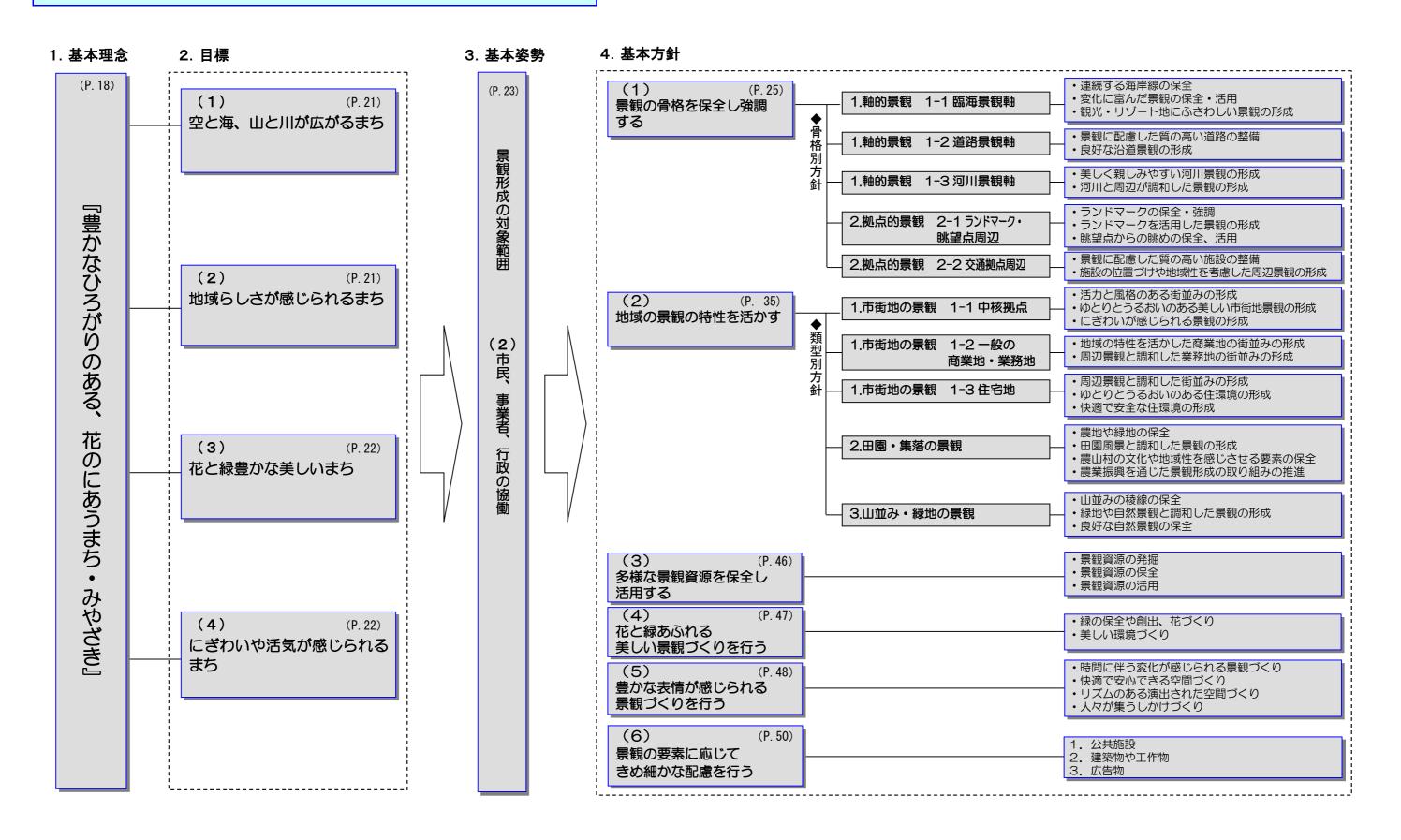
"空や海、山、川"に象徴される豊かな自然、"花や緑"に象徴される 人々の豊かな心を大切にはぐくみ継承し、 将来に向け発展し続ける美しく活力のあるまちづくりを推進します。

景観は、身近にある建築物や木々の緑、これらを取り巻く自然環境を含め、市民生活の中から生まれてくるまちの表情、歴史や文化、心象風景などの要素が加わって、人々の心の中に受け止められます。つまり、景観は単に「眺める」対象であるだけでなく、市民が営む日常生活や産業活動から生まれる雰囲気を含め、まちの個性や感性が総合的に表現されたものとして、地域の文化水準を示すものといえます。

本市の景観は、豊かに広がる青空のもと、緑豊かな山々や日向灘の美しい海岸線、市街地を流れる大淀川など恵まれた自然環境によって支えられています。また、まちに彩りを与える様々な花や緑は、市内各地域の個性や、美しいまちづくりに取り組む人々の豊かな心を表しています。

"空や海、山、川"に象徴される豊かな自然の広がりを持つ本市において、"花や緑"に象徴される人々の豊かな心を大切にはぐくみ、これを市民共有の財産として、将来へ引き継いでいきます。そのため、市民が快適に暮らせる魅力あるまちづくりを進めるとともに、将来に向け発展し続けるような活力あるまちづくりを推進していきます。

◇「景観形成の基本的な考え方」の体系



第2章 景観形成の目標

基本理念を踏まえ、本市が目指すべき景観のイメージとなる、景観形成の目標について 以下の4つを設定します。

- 空と海、山と川が広がるまち
- 地域らしさが感じられるまち
- 花と緑豊かな美しいまち
- にぎわいや活気が感じられるまち

目標1:空と海、山と川が広がるまち

南国を感じさせる強い日差しのもと、青く澄んだ空と日向灘の美しい海は、周囲を取り巻く山並みやゆったりと流れる大淀川とともに、本市の景観の根幹をなすものです。 まちのどこにいても、空や海、山や川の広がりを感じさせるような伸びやかで開放的な景観の形成をめざします。



<mark>目標2</mark>:地域らしさが感じられるまち

景観は、地域の自然、歴史や文化、また地域住民の生活や営みの積み重ねによって はぐくまれていきます。

それぞれの地域で、日常生活や産業活動と密接に結びつき、地域特性を活かした、市民が誇りと愛着を抱くような景観の形成をめざします。



目標3:花と緑豊かな美しいまち

本市は、これまで豊かな自然との調和を図りながら、積極的に花や緑のまちづくりを 進めてきました。美しい花や緑のにあうまちの姿は景観に対する市民意識の高さを感じ させます。

今後とも、市民の心にゆとりとやすらぎを与え、まちにうるおいやくつろぎをもたら す花と緑豊かな美しいまちをめざします。



<mark>目標4</mark>:にぎわいや活気が感じられるまち

景観には、自然環境や街並みなどだけでなく、人々が集い、華やぐ様子など人々が活動する姿そのものも含んでいます。

まちの活力を表現し、人々をひきつけるような、美しい中にもにぎわいや活気を感じ させる魅力ある景観の形成をめざします。



第3章 景観形成の基本姿勢

目標の実現に向け、以下の基本姿勢を持って景観形成の取り組みを推進します。

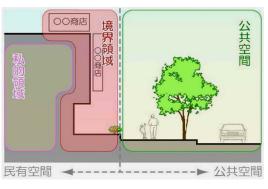
1. 景観形成の対象範囲

景観は、道路などの公共空間から見ることのできるすべてのものが一体となって、見る人の心に働きかけ印象づけられます。

このため、景観形成の対象範囲は、景観を見る場所となる公共空間とともに、民有空間のうち、公共空間から見ることのできる範囲(境界領域)を含むこととします。この境界領域は、道路やまちを眺める眺望点など、景観を見る場所によって変化するものであり、周囲からの見え方に十分配慮する必要があります。

また、道路や河川などの公共施設、建築物や 工作物、広告物のほか、田園、緑地や自然環境 など、対象とする景観の要素を幅広く捉えると ともに、必要に応じて隣接市町などと連携し広 域の景観についても考慮します。

【「境界領域」を含む】



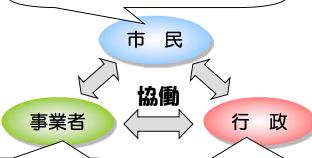
【幅広い景観構成要素を対象】



2. 市民、事業者、行政の協働

市民、事業者、行政は、それぞれに求められる役割を果たしながら、協働して景観形成に取り組みます。

- 景観形成に関心を持つ。
- ・景観形成に積極的に取り組む。
- 景観形成の施策に協力する。



- ・事業活動の実施に当たり景観形成に配慮する。
- ・景観形成に積極的に取り組む。
- ・景観形成の施策に協力する。

- 景観形成を総合的・計画的に推進する。
- ・景観づくりの活動への支援や情報提供を行う。

第4章 景観形成の基本方針

景観形成の4つの目標の実現に向け、市民、事業者、行政が協働して進める取り組みの 柱を、6つの基本方針として以下に示します。

◇景観形成の6つの基本方針

基本方針1:景観の骨格を保全し強調する

• 本市の景観を印象づける軸や拠点を保全・強調します。

基本方針2:地域の景観の特性を活かす

• 市街地・田園・山並みなど地域の特性に応じた景観を形成します。

基本方針3:多様な景観資源を保全し活用する

• 自然・歴史・都市の特徴を表す景観資源を保全し活用します。

基本方針4:花と緑あふれる美しい景観づくりを行う

• 花と緑豊かなまちづくりを推進するとともに、美しい環境づくりを行います。

基本方針5:豊かな表情が感じられる景観づくりを行う

• 人々の心に残る景観を大切にして、まちの雰囲気づくりを行います。

基本方針6:景観の要素に応じてきめ細かな配慮を行う

• 公共施設・建築物や工作物・広告物について、配慮事項を定めます。



景観形成の4つの目標の実現

- 空と海、山と川が広がるまち
- 地域らしさが感じられるまち
- 花と緑豊かな美しいまち
- にぎわいや活気が感じられるまち

<mark>基本方針1</mark>:景観の骨格を保全し強調する

本市の景観の印象を効果的に高めるには、本市独自の地形的特徴や場の特性を最大限に活かすことが必要です。

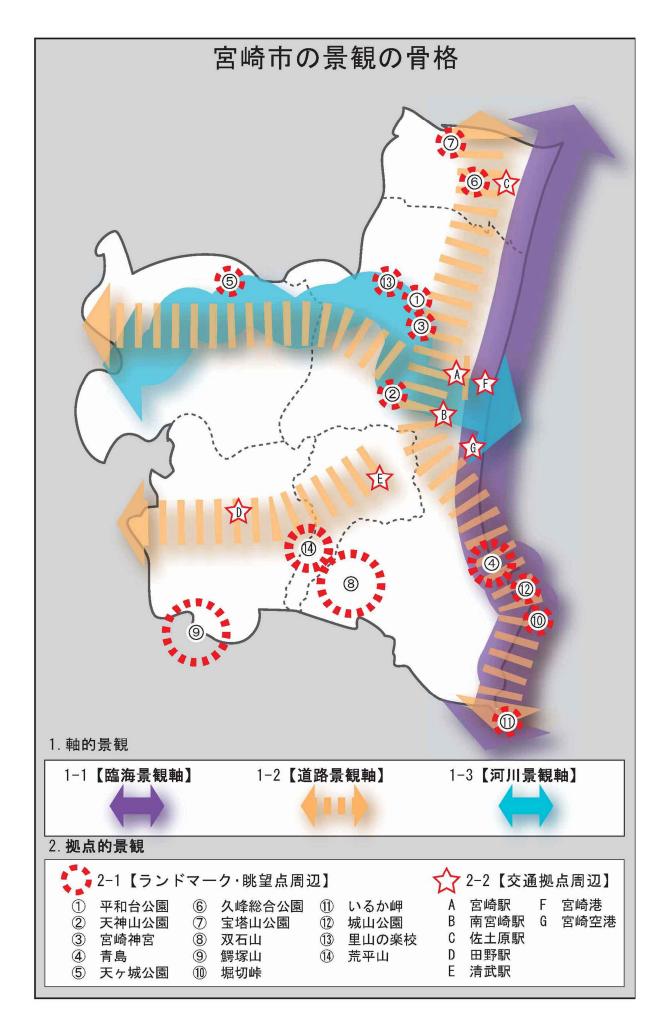
このような本市の景観の骨格をなすものとしては、地域全体をわかりやすく示す海岸線や大淀川、国道などの主要幹線道路及びその周辺といった、一定の方向性を持って空間が連続する「軸的景観」と、山や丘陵などの景観の目標物(ランドマーク)や良好な眺望が得られる眺望点、多くの人々が集まる交通拠点(駅・空港など)の周辺など景観の核となる「拠点的景観」があります。

そこで、軸や拠点ごとの方針を定め、それぞれの特性を活かして美しく強調するよう な景観形成の取り組みを推進します。

「軸的景観」と「拠点的景観」は下表のとおりです。

◇本市の景観の骨格

	景観の骨格	捉え方	主な対象	方針の 掲載 ページ
1	1-1 臨海景観軸	本市の南北方向の軸線の印象 が強い景観の基盤となる海岸 線とその背後地一体	海岸線	27
1. 軸的景観	1-2 道路景観軸	市内中心部と佐土原、高岡、田野、清武などの各地区を結ぶ幹線道路とその沿道	国道 10号 国道 220号 国道 269号 高千穂通り 宮崎駅東通線	29
	1-3 河川景観軸	山から田園、市街地を貫流する 一級河川大淀川とその河畔	大淀川沿岸	31
2. 拠点的景観	2-1 ランドマ-ク・眺望 点周辺	本市を代表する景観の目標物、及び多くの人々が利用する主要な眺望点とその周辺	平和台公園 天神山公園 宮崎神宮 青島 天ヶ経園 久峰 京本 京本 京本 京本 京本 京本 京本 京本 京本 京本 京 京 京 京	33
	2-2 交通拠点周辺	本市の玄関口となる主要な駅・空港・港湾とその周辺	宮崎駅 南宮崎駅 佐土原駅 田野駅 清武駅 宮崎空港 宮崎港	34



1-1 臨海景観軸

南北方向に続く変化に富んだ海岸線と、その背後の松林や海に迫る丘陵の緑からなる景観を保全しながら、本市の観光・リゾート地の中核をなす地区として、その特徴を強調するような景観の形成を図ります。

◇個別方針

- (1)連続する海岸線の保全
- (2)変化に富んだ景観の保全、活用
- (3) 観光・リゾート地にふさわしい景観の形成

(1)連続する海岸線の保全

• 直線的に続く佐土原海岸や一ツ葉海岸、緩やかに湾曲する空港から青島にかけての海浜、複雑に入り組む日南海岸を保全する。



直線的に続く一ツ葉海岸



青島



複雑に入り組む日南海岸



こどものくに付近の海岸

(2)変化に富んだ景観の保全、活用

- 連続する松林とそのスカイライン、広がる田園と一体のワシントンヤシ、沿道に迫る樹林、 日南海岸方面のフェニックスなど多様な景観要素を保全する。
- 開放的な海への眺望の保全、活用を図る。



ワシントンヤシ



樹林に閉ざされた景観から海に向かっ て開いた景観への変化

(3)観光・リゾート地にふさわしい景観の形成

- 建築物や工作物などについては、臨海部の自然景観との調和に配慮する。
- 海沿いの道路等からの眺望を阻害しないように配慮する。



周辺との調和に配慮した建築物の配置



臨海部の自然景観との調和が図られたリゾート施設(青島サンクマール 平成 12 年度宮崎市都市景観賞受賞)

臨海部での緑地の保全

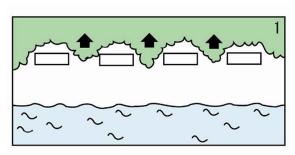
1:好ましくない

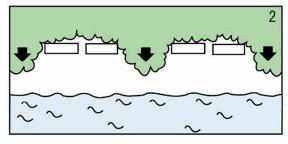
虫食い的に海岸緑地が浸食される

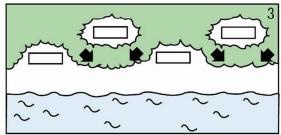
2: 好ましい

建築物の配置をまとめて、海岸に面した一団の緑地を 確保する

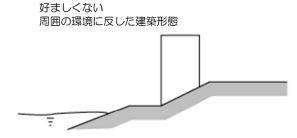
3:好ましい チドリに配置して海浜緑地の連続性を確保する

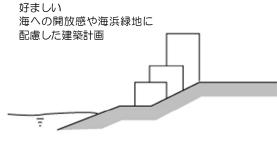


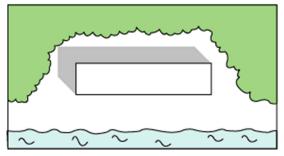


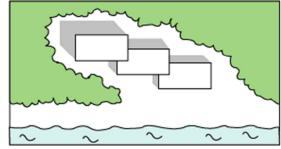


臨海部での建築計画への配慮









1-2 道路景観軸

地域ごとの美しい景観を連続的に眺めることができる動線として、道路と沿道の景観が一体となった魅力ある景観軸の形成を図ります。

◇個別方針

- (1) 景観に配慮した質の高い道路の整備
- (2) 良好な沿道景観の形成

(1)景観に配慮した質の高い道路の整備

- 街路樹や緑地等により緑の連続性が感じられる景観を形成する。
- 景観軸の連続性や地域の特性を考慮した施設整備(舗装、街灯、防護柵、道路標識など)を行う。
- 電線類地中化などにより美しい街並みを形成する。
- 花づくりや美化活動を推進するとともに、適切な維持管理に努める。



連続性のある施設整備が図られた中心市街地の道路



山間部の道路



街路樹や緑地により南国的雰囲気が感じられ る道路



天満橋



地域住民による花づくりの取り組み

(2)良好な沿道景観の形成

- 沿道の敷地における緑化を推進し緑豊かな景観を形成する。
- 建築物や工作物、広告物の規制誘導により、良好な沿道景観を形成する。
- 良好な眺望箇所に配慮した沿道景観を形成する。



道路から遠方の山並みを望む



高千穂通りの街並み



周囲に緑地が残されている場合、沿道の建築物は緑地のスカイラインを越えない高さとすること が望ましい



海岸沿いに連続する道路



市街地の「閉じた景観」から大淀川の「開いた景観」への変化点となっている橋梁

1-3 河川景観軸

豊かな自然、素晴らしい風景を有し本市のシンボルとなる大淀川の「水と緑」の自然景観を保全するとともに、河川と周辺の景観が一体となった魅力ある景観軸の形成を図ります。

◇個別方針

- (1) 美しく親しみやすい河川景観の形成
- (2) 河川と周辺が調和した景観の形成

(1)美しく親しみやすい河川景観の形成

- 緑地の保全や河川整備に伴う配慮により、河川の自然景観を保全する。
- 親水空間や河川の眺望を活かした空間の整備、河川沿いの緑化を推進する。
- 水質の改善や美化活動を推進し河川環境の維持に努める。



良好な自然環境の保全



河川沿いの並木



親水空間の整備



河川の眺望を活かした空間の整備



大淀川下流

(2)河川と周辺が調和した景観の形成

- 周辺の山並みや田園などへの良好な眺望を保全する。
- 建築物や工作物、広告物の規制誘導により、良好な河川景観を形成する。



河川沿いに連続する高層建築物による風格 のある街並み



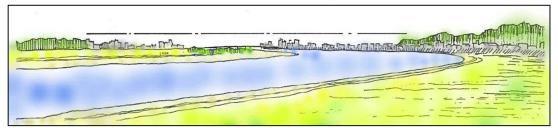
河川沿いの公園 (建築物は宮崎観光ホテル東館 平成6年度宮崎市都市景観賞受賞)



河川と周辺への眺望が一体となった景観



夕暮れの大淀川



背後に緑地が残されている場合、河川沿いの建築物は緑地のスカイラインを越えない高さとすることが望ましい



市街地を流れる大淀川

ランドマーク・眺望点周辺 2-1

本市の景観の代表的な目標物(ランドマーク)への眺めや代表的な眺望点からの眺めを保 全するとともに、積極的に活用を図ります。

◇個別方針

- (1) ランドマークの保全・強調
- (2) ランドマークを活用した景観の形成
- (3) 眺望点からの眺めの保全・活用

(1)ランドマークの保全・強調

- 市民から親しまれているランドマークを将来にわたり保全する。
- ランドマークをより印象づけるような演出を行う。
- 周辺や眺望箇所からのランドマークへの眺望を妨げないように、建築物や工作物の設置等に 配慮する。



平和台公園 (平和の塔)



(2)ランドマークを活用した景観の形成

• ランドマークの特性を活かした周辺地域の景観 形成を推進する。

(3)眺望点からの眺めの保全・活用

- 眺望点からの優れた景観を将来にわたり保全す る。
- 魅力ある夜間の眺望を創出する。
- 優れた景観を快適に眺めることができるように 天ヶ城公園から市街地方面を望む 眺望点を整備する。





2-2 交通拠点周辺

陸と空と海の玄関口であり、本市の景観を最初にイメージさせる都市の顔として、訪れる 人々の印象を高めるとともに、施設の位置づけや地域性にあわせた景観を形成します。

◇個別方針

- (1) 景観に配慮した質の高い施設の整備
- (2)施設の位置づけや地域性を考慮した周辺景観の形成

(1)景観に配慮した質の高い施設の整備

- 本市の顔にふさわしい施設となるようデザインに配慮する。
- 来訪者に「花や緑のまち」が強くイメージされるように、敷地内や施設の緑化に努める。



陸の玄関口となる宮崎駅(平成8年度宮崎市 都市景観賞受賞)



空の玄関口となる宮崎空港(平成4年度宮崎 市都市景観賞受賞)



宮崎駅周辺の緑化



宮崎空港周辺の緑化

(2)施設の位置づけや地域性を考慮した周辺景観の形成

- 交通拠点に至る道路では、地域性を考慮した街路樹の植栽や質の高い施設整備に努める。
- 空港や宮崎駅など県都の玄関口では、本市の印象をより高めるような周辺景観を形成する。
- 日常的に人々が集まり交流する駅前などでは、にぎわいや活力のある街並みを形成する。



田野駅と桜並木



宮崎駅東通線の歩道空間

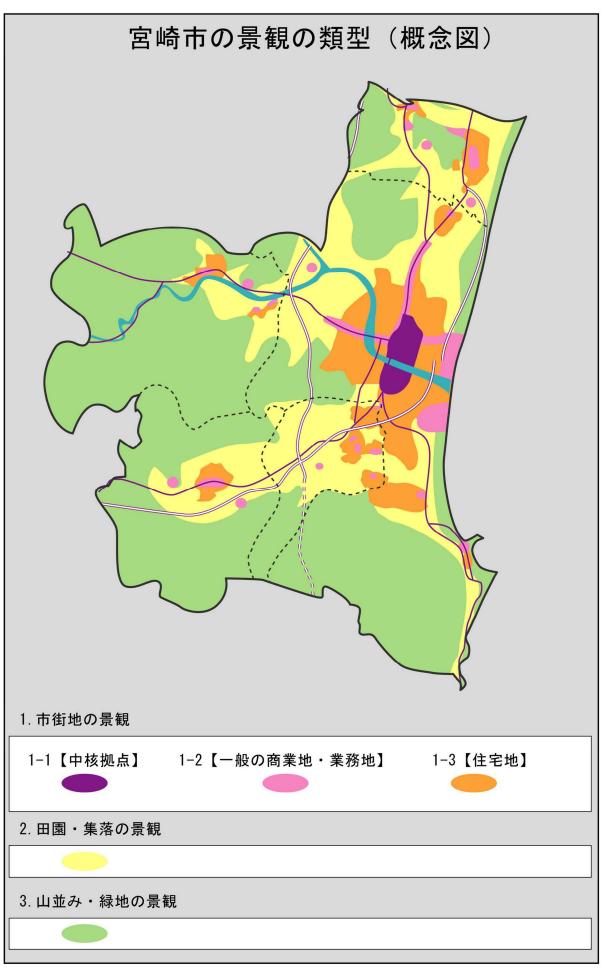
基本方針2:地域の景観の特性を活かす

本市では、活力ある市街地、ゆとりとやすらぎのある田園、緑の背景となる山並みや緑地など自然や人々の営みによりはぐくまれた多様な景観が形成されています。

このため、市域の景観を市街地(中核拠点、一般の商業・業務地、住宅地)、田園・集落、山並み・緑地に分類し、それぞれに応じた景観形成の方針を設定して、地域ごとの特性を活かした景観形成の取り組みを推進します。

◇本市の景観の類型

	景観の類型	捉え方・主な対象	方針の掲 載 ページ
1・市街地の景観	1-1 中核拠点	商業・業務機能の集積が進み高密度な市街地 が形成される県都の中心地域(橘通・宮崎駅 周辺、大淀地区 など)	37
	1-2 一般の商業地・業務地	各地域の中心部などに形成された商業地と物 流や工業の拠点となる業務地や工業団地	40
	1-3 住宅地	主に住宅地としての土地利用を主体とする地域	41
2. 田園・集落の景観		市街地周辺や盆地などに広がる農地を主体 とする地域	43
3. 山並み・緑地の景観		里山や海岸の松林などを含む山林が広がる地 域	45



注:図中、「1. 市街地の景観」「2. 田園・集落の景観」「3. 山並み・緑地の景観」以外の記号は、次の行基に従う。 大淀川 ()、国道 ()、高速道路等 ()

1-1 中核拠点

県都の中心となる地区として、風格と活力やにぎわいが感じられる景観を創出するととも に、重点的に緑化を行いゆとりとうるおいのある市街地景観を形成します。

◇個別方針

- (1)活力と風格のある街並みの形成
- (2) ゆとりとうるおいのある美しい市街地景観の形成
- (3) にぎわいが感じられる景観の形成

(1)活力と風格のある街並みの形成

- 建築物や工作物の形態意匠などに配慮するとともに、幹線道路沿いでは高度利用を適切に誘導しスカイラインを整えるなど、風格のある街並みを形成する。
- 建築物の低層部には、商業業務機能を配置し、連続的な活力のある街並みを形成する。
- 地区内の幹線道路では、シンボルロードとして質の高い空間づくりを行う。



連続する高層建築物による風格のある街並み

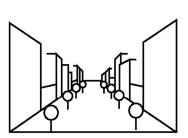


シンボルロードとして整備された高千穂通り

好ましくない

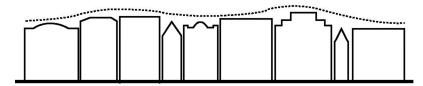
沿道での土地有効利用や高度利用が充分になされておらず、スカイラインが 不揃いな沿道景観となっている

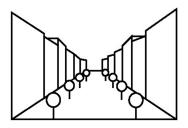




好ましい

土地の有効利用や高度利用がなされ、スカイラインが一定の高さに揃った 風格ある沿道景観となっている





(2)ゆとりとうるおいのある美しい市街地景観の形成

- 公共空間や民有空間の緑化を重点的に推進し、花と緑豊かな美しい市街地を形成する。
- 人々が交流する、ゆとりのあるオープンスペースの確保を図る。
- 電線類地中化の推進、路上の広告物や放置自転車などを整序することにより、美しくゆとりのある市街地を形成する。



幹線道路の緑化(県庁前楠並木通り 平成 4年度宮崎市都市景観賞受賞)



前面道路と一体となった緑化

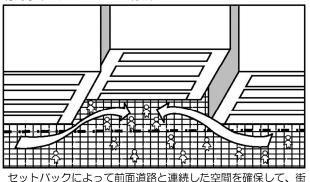


前後の道路との連続性に配慮された空間



電線類の地中化





セットバックによって前面道路と連続した空間を確保して、街の流れを引き込み、歩行者が溜まる場所をつくる



(3)にぎわいが感じられる景観の形成

- 商店街では、建築物の前面や広告物の形態意匠をそろえることなどにより、統一感を持たせる。
- 歩いて楽しい、魅力ある歩行者空間を形成する。
- 植栽の工夫による四季の彩りや夜間の表情づくりなどに努める。



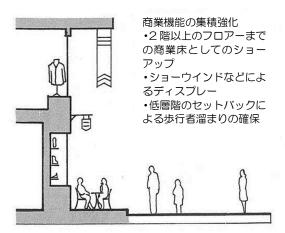
植栽や舗装、照明のデザインなどに工夫 がなされた商店街



歩行者空間に豊かな表情を与える植栽



バージニアビーチ広場





まちかどの憩いの空間



商業施設などではオープンスペースを確保するとともに、オープンスペース内で花木を植えたりフラワーポットを置くなどして季節を表現する



中心市街地の街並み

1-2 一般の商業地・業務地

各地域の商業や産業の拠点として、地域の特性を活かしながら、活気とうるおいのある景観を形成します。

◇個別方針

- (1) 地域の特性を活かした商業地の街並みの形成
- (2) 周辺景観と調和した業務地の街並みの形成

(1)地域の特性を活かした商業地の街並みの形成

- 地域の拠点となる商業地では、地域ごとの特性に応じた街並みを形成する。
- 商業機能を集積し、建築物や広告物の形態意匠などに統一感を持たせるなど、連続性に配慮 した活気のある街並みを形成する。
- 駐車場や民有地の緑化、通りの緑化や花植えなどを推進し、うるおいのある市街地景観の形成に努める。



街並みにうるおいを与える通りの花植え



観光地の中心となる商業地の街並み

(2)周辺景観と調和した業務地の街並みの形成

- 建築物等については、ゆとりのある配置に努めるとともに、周辺の緑地や住宅に配慮して敷地内や接道部の緑化や修景を図る。
- ●無機質で単調になりがちな工場や倉庫については、色彩や建築デザインを工夫し、圧迫感の 軽減などに努める。



駐車場や周辺が緑化された工場



デザインに工夫が見られる業務地の建築物

1-3 住宅地

地域の特性を活かしながら、人々の誇りと愛着をはぐくむような快適でうるおいのある住宅地の景観を形成します。

◇個別方針

- (1) 周辺景観と調和した街並みの形成
- (2) ゆとりとうるおいのある住環境の形成
- (3) 快適で安全な住環境の形成

(1)周辺景観と調和した街並みの形成

- 周辺の自然環境や、歴史、文化など地域の特性に応じた街並みを形成する。
- 建築物の形態意匠に配慮し、調和のとれた住宅地の街並みを形成する。
- 商業店舗や広告物などについては、住宅地の街並みと調和するように配慮する。



山並みの形状が建築デザインに活かされた 集合住宅(県営学園木花台団地 平成5年度 宮崎市都市景観賞受賞)



武家屋敷の石垣などが残る街並み



背景への見通しを確保し、特にランドマークとなる山がある 場合には山への軸線を大切にする



生垣や家並みなどに統一的な配慮がなされた 住宅地(生目台ウッドタウン地区 平成8年 度宮崎市都市景観賞選考委員会推薦物件)

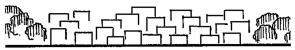
(2)ゆとりとうるおいのある住環境の形成

- 住環境にうるおいをもたらす里山などの既存の緑 地や水辺空間を保全する。
- 公共空間や住宅敷地内の緑化を推進し花と緑豊かな住環境を形成する。
- 敷地の細分化を避けるほか、建築物の配置に配慮し ゆとりある空間を形成する。

無秩序な開発とならないように自然の景観を活かす



開発以前:豊かな緑地が広がる計画区域



好ましくない: 自然の景観は大きく失われる



好ましい:既存の植生を維持し、自然の景観と調和させる

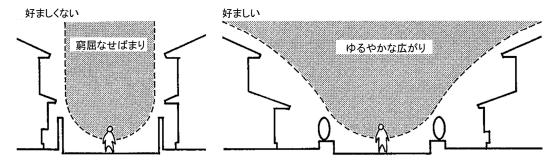


道路や住宅敷地内の緑化によるうるおいの ある街並み



住宅敷地の周りを生垣やフラワーベルトとするなど 敷地内の緑化に努め、緑あふれる景観を形成する

外構の緑化や壁面のセットバックを行い、ゆとりある景観をつくる



(3)快適で安全な住環境の形成

- 公園や安全な歩道空間の確保などにより快適で安心できる住環境を形成する。
- ゴミ対策や環境美化の取り組みを推進する。



花と緑と水辺による快適でうるおいのある住宅地 (花山手 平成8年度宮崎市都市景観賞受賞)



住宅地における公園(宮崎県総合文化公園 平成8年度 宮崎市都市景観賞選考委員会推薦物件)

2. 田園・集落の景観

市街地周辺に広がり、市域にうるおいやゆとり、やすらぎをもたらす田園・集落の景観を、 将来にわたって保全します。

◇個別方針

- (1) 農地や緑地の保全
- (2) 田園風景と調和した景観の形成
- (3) 農山村の文化や地域性を感じさせる要素の保全
- (4) 農業振興を通じた景観形成の取り組みの推進

(1)農地や緑地の保全

- 田園・集落の景観の基盤となる農地を保全する。
- 里山などの既存の緑地やため池などの水辺空間を保全する。



田園・集落の景観の基盤となる農地



谷あいの農地やため池

(2)田園風景と調和した景観の形成

- 建築物や工作物などについては、田園風景と調和するように配慮する。
- ◆ 沿道型サービス施設の立地については建築物や広告物の規模や形態意匠について特に配慮するとともに、駐車場や接道部の緑化や修景を図る。

(3)農山村の文化や地域性を感じさせる要素の保全

- 農山村の景観を特徴づける資源(大根やぐらや屋敷林など)を保全する。
- 伝統的な行事や祭りなど地域が有する文化を保全・継承する。



景観を特徴づける資源ともなる大根干しの様子



地域の歴史や文化を物語る伝統行事

(4)農業振興を通じた景観形成の取り組みの推進

- 景観と調和した農業生産基盤整備(ほ場整備や農道整備など)を推進する。
- 耕作放棄地の解消、景観作物の導入など農村景観の保全・創出を図る。
- 農業者と地域住民が連携して草花植栽などの地域活動を推進する。



基盤整備による整然とした農地の景観



のり面における花づくり



農地にいろどりを与える草花



広がりのある田園・集落の景観

3. 山並み・緑地の景観

本市を大きく取り囲む、雄大な山並みや緑地の景観を、将来にわたって保全します。

◇個別方針

- (1) 山並みの稜線の保全
- (2) 緑地や自然景観と調和した景観の形成
- (3) 良好な自然環境の保全

(1)山並みの稜線の保全

• 遠景の山並みの稜線を阻害しないように努める。



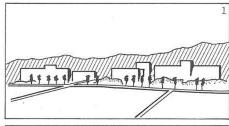
市街地の背景となる山並み

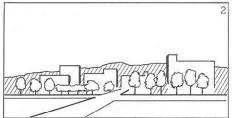


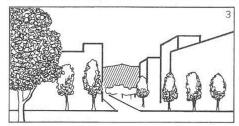
田園景観の背景となる山並み

(2)緑地や自然景観と調和した景観の形成

• 建築物や工作物、広告物などについては、周囲の 緑地や自然景観との調和に配慮する。







- 1:開発に当たっては、遠景から見たとき背後の山の稜線がつながって見えるような高さとする
- 2: さらに近づいたとき、高層と低層の建物を組み合わせ、断続的に山の稜線が見えるようにする
- 3: 開発地内では遠景に向けた軸上に有効なオープンスペースを確保して、部分的に背後の山の稜線が顔を出すようにする



自然景観との調和に配慮された鉄塔

(3)良好な自然環境の保全

• 優れた自然景観を形成している山地や緑地を保全する。

<mark>基本方針3</mark>:多様な景観資源を保全し活用する

本市には、自然的景観、歴史的景観、都市的な景観などの構成要素となる多様な景観資源が、数多く分布しています。

その他、地域住民が日々の暮らしの中で大切にしたいと思う様々な資源が多数残されて おり、埋もれている資源を掘り起こすことは私たちの地域を知る手がかりとなります。

このような景観資源について、地域の個性豊かな景観形成の核として大切に保全するとともに、その特性に応じた地域ならではの景観形成の取り組みを推進します。

◇個別方針

- (1)景観資源の発掘
- (2) 景観資源の保全
- (3) 景観資源の活用

(1)景観資源の発掘

• 市民に地域への関心を持たせ、地域を知る手がかりとなる景観資源を、地域住民と協働して発掘する。

(2)景観資源の保全

- 景観資源の所有者等は、適正な管理に努める。
- 地域の個性豊かな景観形成の核として重要な役割が期待される建造物や樹木は、各種 法令や制度を活用して保全する。

(3)景観資源の活用

景観資源の周辺について、当該資源に調和した景観形成を進める。



<mark>基本方針4</mark>:花と緑あふれる美しい景観づくりを行う

本市では、公共空間の緑化、市民・事業者の取り組みによる花や緑の創出が景観の重要な要素となっており、広がる青空と一体となって、うるおいのある街並みの形成や南国情緒あふれる景観を特徴づけています。

花や緑づくりは、人々の豊かな心を大切にはぐくむものであり、今後ともその取り組みを推進します。

また、市内各地において美しい環境づくりのための取り組みを推進します。

◇個別方針

- (1)緑の保全や創出、花づくり
- (2) 美しい環境づくり

(1)緑の保全や創出、花づくり

• 宮崎市緑の基本計画に基づき、緑の保全や創出、花づくりに関わる取り組みを総合的に 推進する。

◇緑の基本計画(平成 13 年策定)に基づく施策の方向

保全と活用自然系緑地の

- 身近な緑地等の保全・活用を図る
- 森林や農地の保全・活用を図る
- ・水辺空間の保全を図る
- ・無秩序な開発を抑制する

整備 総設系緑地の

- ・都市公園等の整備を進める
- ・水と緑のネットワークの形成を図る
- ・宮崎らしい花と緑の市街地を形成する
- ・公共施設の緑化を推進する
- ・ 民有地の緑化を推進する
- 都市緑化の推進
- ・花の情報提供・話題発信拠点づくり
- ・ 市民参加の促進を図る
- ・緑を通じた地域交流を図る
- 市民の緑化活動を支援する
- ・緑化情報を提供する
- ・緑を通じた環境教育・学習を推進する



歩道空間の緑化



事業所など民有地の緑化

(2)美しい環境づくり

- 道路や河川、海岸などの美化活動を推進する。
- 放置自転車の防止、ゴミのポイ捨て防止などに 関するマナーの徹底を図る。
- 美しい空や海を守るために大気や水質の保全 を図る。



地域による植栽活動

<mark>基本方針5</mark>:豊かな表情が感じられる景観づくりを行う

本市は、県都として、様々な人々が暮らしを営み、多くの市民や来訪者が集い交流する 地域です。その中では、美しく整ったまちとあわせて、人々が安心して生きいきと暮らす 姿や地域の歴史、文化が感じられるような、豊かな表情や雰囲気を持った景観を形成する ことも大切です。

このため、人々の感性を呼び覚ます心に残るような景観を大切にしながら、魅力ある景観づくりの取り組みを推進します。

◇個別方針

- (1) 時間に伴う変化が感じられる景観づくり
- (2) 快適で安心できる空間づくり
- (3) リズムのある演出された空間づくり
- (4) 人々が集うしかけづくり

(1)時間に伴う変化が感じられる景観づくり

- 四季の彩りが感じられる樹木や草花の植栽を行う。
- 夜間の景観も意識した表情づくり(ライトアップやショーウィンドウの照明の工夫など)を行う。
- 積み重ねた歴史や文化などが感じられる情緒豊かな街並みを形成する。



歩道沿いの花壇と桜並木



橘公園の夜景

(2)快適で安心できる空間づくり

- 快適に歩くことのできるゆとりある歩行者空間を形成する。
- 誰もが分かりやすい案内表示に努める。
- 休憩・交流機能が備わったゆとりあるオープンスペースの確保を図る。
- 照明の工夫や植栽の適切な維持管理により安全・安心な歩行者空間を形成する。



江平自転車歩行者道路



県庁前の歩道

(3)リズムのある演出された空間づくり

- まちかどや通りごとに変化や発見があり、歩いて楽しい景観を形成する。
- 通りや広場のアクセントとなるしかけづくりを行う。



まちかどのパブリックアート



自歩道空間の噴水



まちかどの樹木



通りに設置されたプランターの花植え

(4)人々が集うしかけづくり

- 各地域の伝統的な祭り・行事の継承と活性化を図る。
- 魅力的な新しいイベントなどの誘致・開催を図る。
- 人々がたたずみ、憩い、交流する空間を創出する。



地域の祭り・行事



イベントの開催



人々の憩いや交流の場となる空間



イベントの開催

基本方針6 : 景観の要素に応じてきめ細かな配慮を行う

景観を構成する公共施設、建築物や工作物、広告物など個々の要素は、それぞれが果 たすべき機能を確保するとともに、違和感を与えることなく、周辺景観と調和のとれた ものとすることが必要です。

このため、景観を構成する主要な要素ごとに配慮の方針を定め、要素に応じたきめ細 かな配慮を行うよう誘導を図ります。

◇景観の要素に応じた配慮事項

(1)公共施設

[基本的事項]

公共施設は、日常的に様々な人々が利用し多くの人の目にふれやすいものであるため、 その機能や役割に応じて、周辺景観と調和するように配慮するとともに、景観形成を先 導するように努める。

また、地域の景観に影響を及ぼすような施設の整備にあたっては、計画・設計から施 工・管理に至る各段階を通じて、関係機関や地域住民、利用者、専門家などと積極的に 連携を図る。

(個別事項)

く道路>

• 道路は安全・円滑な交通の確保とともに、沿道の 建築物や土地利用と一体となって地域の景観を 印象づける重要な役割を担っている。このため、 道路の性格や地域の状況に応じて、電線類地中化 の推進、舗装や道路付属物などの素材や色彩、デ ザインの工夫、緑化の充実などを図り、安全・安 心で親しみやすい、快適な空間の形成に努める。



袖室参道

<河川・水路>

河川は地域の景観の骨格となり、オープンスペー スや水辺空間としてうるおいとやすらぎを与え るなど重要な役割を担っている。必要な機能を確 保しながら、河川環境を保全するとともに、親水 空間の創出、河岸や河川沿いの緑化、広場や歩道 の整備などに努める。



小松川の親水空間

<公園・広場>

• 公園や広場は市街地の街並みにうるおいとやす らぎを与える重要な役割を担っており、花や緑の 確保や適正な維持管理を図りながら、魅力的な都 市空間となるよう努める。



橘公園

<公共建築物>

公共建築物は、景観形成の先導的な役割を果たす ものであることから、質の高い建築デザインに努 めるとともに、緑化の推進やオープンスペースの 創出を図る。



宮崎県立芸術劇場

<その他>

- 公共サインは、わかりやすい表示に努め、デザイ ンの統一を図る。
- のり面やよう壁、砂防えん堤や防波堤、港湾施設 など、防災安全等の機能を第一とする施設であっ ても、必要な機能の確保に支障のない範囲で景観 に配慮する。



通り名称のサイン

(2)建築物や工作物

[基本的事項]

建築物や工作物を設置する際には、施設の性格や地域の特性に応じて、周囲の景観に 調和するように努める。

(個別事項)

① 本市の景観の向上に関する配慮

- 立地する場所の都市機能、歴史的背景、自然条件などの地域特性を活かして建築物や工 作物、及びその敷地の総合的なデザインを行い、景観の形成に努める。
- 本市の歴史的な景観、市民の多くが愛着を持っている景観の周辺地区においては、その 特徴を壊すことのないように、形態、意匠に十分配慮する。
- 開放された景観を持つ場所においては、周囲からの眺望を妨げないように、形態、意匠 に十分配慮する。

- 交差点などのまちかど、景観の軸線上などのアイストップとなる場所に立地する場合は、 地域のシンボル、ランドマークになるように配慮する。
- 夜間の景観向上に資するものについては、ライトアップや効果的な照明を行い、夜の景観やにぎわいの演出に配慮する。

② 地域特性に対する配慮

- 中心市街地の商業系用途地域では、建築物の外壁の位置、スカイラインの連続性、オープンスペースの確保などに配慮し、周囲の街並みと調和したゆとりある都市空間を作り出すように努める。
- 特に、商業業務の集積する商店街では、にぎわいのある雰囲気を醸し出すために建築物の低層部分において、壁面のデザインの工夫などに配慮する。
- また、建築物の正面にショーウィンドウを設置したり、シャッターなどの形態や色彩に 配慮し、中心商業地らしい街並みの連続性を確保する。
- 既成市街地の沿道商業・沿道住居などの地域では、建築物の高さ、外壁の位置、オープンスペース、屋外広告物などに配慮し、周囲の街並みとの調和を図る。
- 住宅地では、建築物の高さやオープンスペースの確保、敷地外周部の緑化などに配慮し、 周囲との調和や落ち着きのある街並みの形成に努める。
- リゾート地区周辺では、開放的で豊かな自然景観と調和するように、建築物のスカイラインや規模、形態や意匠に十分配慮する。
- 歴史的な街並みの保全や再生を図る地域では、歴史的な建造物や工作物と調和した形態 や意匠に配慮し、周囲と一体的な景観の形成に努める。

③ 建築本体に関する配慮

<建築物の配置・規模>

- 施設相互のゆとりの確保、道路からの壁面線の後退、建築物の分棟化などにより、ゆとりのある景観の形成に努める。
- 周囲の建築物と調和が得られやすい規模とし、一体感のある街並みを形成するように努める。
- 大規模な建築物については、主要な外壁の位置をそろえるなど、周囲の建築物や前面道路などとの調和を図る。また、一般に開放されたオープンスペースを確保するために、公開空地等を積極的に取り入れるように建築物の配置を行う。
- 良好な眺望が得られる場所では、道路や眺望点などから見て、眺望の妨げとならないような配置や規模とする。

<建築物の形態・意匠>

- 周囲の景観との調和に配慮したデザインとする。
- 建築物全体として統一感のあるデザインとする。
- 大規模な建築物については圧迫感や単調さの軽減に配慮したデザインとする。

<建築物の色彩>

• 周囲の景観との調和が得られる色彩とする。外観の基調色(屋根や壁面などで主に用いられる色彩)は、以下の推奨値を参考とする。(大淀川地区重点景観形成地区を除く。) ただし、建築物の規模や機能、形態、周辺環境によっては推奨値外の色彩でも適する場合などがあることから、色彩の選定にあたっては十分に検討する。

色相	R(赤) YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相
推奨値	彩度 4 以下 かつ明度 7 以上	彩度3以下 かつ明度7以上	彩度 2 以下 かつ明度 7 以上

- ※:表中の色相、彩度及び明度は、日本工業規格 Z8721 (マンセル表色系) に基づくものとする。
- ※:表面に着色を施していない木材や土壁等の自然素材、金属板、スレート、ガラスなどの素材色は適用を除外する。
- ※:緑地内や背景が緑地等の自然地となる建築物等の場合は、明度は次の値を推奨する。明度2以上7以下

<建築物の設備>

- 配水管、空調用ダクト等の設備配管、配線は外壁面に露出しないように配置する。やむ を得ず露出する場合は外壁の色彩と揃えるなど建築物本体との一体化を図る。
- クーリングタワー等の屋上設備は、壁面の建ち上げやルーバー等による適切な遮蔽を行 う。やむを得ず露出する場合は前面道路から見えにくい位置とする。
- 非常階段等の屋外階段は、形状、材料、色彩などを建築物本体と揃える等の適切な処置 を講じる。
- ベランダ、バルコニー等は洗濯物等が前面道路から直接見えにくい構造や形態とする。

<太陽光発電設備>

- ・太陽光パネル(太陽電池モジュール)の色彩は、黒色又は濃紺色若しくは建築物と一体に見える低明度かつ低彩度の目立たないものとし、光沢や反射が少なく、模様が目立たないものを使用する。
- ・ 架台やモジュールのフレームの色は出来るだけモジュール部分と同等のものとし、低反射のものを使用する。
- 太陽光発電設備を屋根材又は外壁材として使用する場合は、その他の屋根材又は外壁材 と調和するものとする。
- ・勾配屋根に設置する場合は、最上部が建築物の最上部を越えないように設置して屋根と 一体化させる。
- 陸屋根に設置する場合は、最上部をできるだけ低くするか、ルーバーなどにより目立た ないようにして建築物と一体化させる。
- ・太陽光発電設備における屋外用パワーコンディショナなどは、建築物と一体化するか、 又は、通りから見えない位置に設置する。それが困難な場合は、壁面と同系色にするな ど修景を図ること。

<建築物の外構及び付属施設等>

- 建築物の前面道路と一体的な利用ができ、また一体的な修景空間となるように、敷地面 積の規模に応じて接道部にオープンスペースを確保し、植栽等による修景を行う。
- 屋外の駐車場、駐輪場等は街並みの連続性や雰囲気を壊さないように配慮するとともに、 植栽等による修景緑化に努める。
- 付属施設(給水室、機械室、ゴミ置場、倉庫等)は建築物本体や街並みと調和するよう に配慮する。
- 柵、門、塀等は、建築物本体や街並みと調和するように配慮する。

④ 工作物等に関する配慮

く工作物の配置>

• 自然景観を背景に設置される工作物等については、周辺の緑化などによる修景を行う。

<工作物の形態・意匠>

• 工作物等の色彩、前面のデザイン等については、周囲の街並みとの調和に配慮する。

くその他>

• 夜間の景観の向上に資するものについては、ライトアップ等の効果的な照明を行うなど、 夜の景観の演出に配慮する。

<太陽光発電設備>

- 太陽光発電設備におけるモジュールの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度のものを使用し、低反射で、できるだけ模様が目立たないものを使用する。また、モジュールのフレームの色彩は、できるだけモジュール部分と同等のものとし、低反射のものを使用する。
- 太陽光発電設備におけるパワーコンディショナなど附属設備の色彩は、周囲の景観と調和するものを使用する。
- ・太陽光発電設備におけるパワーコンディショナなど附属設備の色彩は、周囲の景観と調和するものを使用する。
- ・尾根線上、丘陵地または高台での設置は避けること。
- 歩行者や周辺の景観への影響のあるものは、敷地の境界から出来るだけ後退し、必要に応じて植栽などにより目立たないようにすること。
- ・主要な眺望点や主要な道路などから見た場合に、周辺景観を阻害しないよう、配置の工夫 や植栽などにより目立たないようにすること。

(3)広告物

[基本的事項]

屋外に表示されている広告物は、日常生活に対して大きな役割を果たしているが、景観に対する影響が大きくなりやすいため、周辺の街並みなどに十分配慮する。

(個別事項)

① 地域特性に対する配慮

- 市街地など周辺に建築物が連続する場所では、建築物との一体的な広告物のデザインに 配慮することや、通りでの統一した考え方に基づくデザインを採用することなどにより、 調和のとれた街並みの形成に努める。
- 周囲に田園や山並み・緑地などが広がる場所では、広告物の規模に配慮するとともに、 自然豊かな景観や伸びやかな眺望を損ねることのないような色彩・デザインに努める。

② 個々の広告物に関する配慮

く規模>

• 周辺の景観と不調和な規模とならないよう表示面積は必要最小限に留め、のぼり旗など については必要最小限の本数に留める。

<配置>

- 空や山並みに配慮し極力低層部に設置し、建築物の敷地内に収める。
- 景観上重要な地域では、地域イメージを損なわないような配置に配慮する。

<形態>

- 複数の広告物はできるだけ集約するとともに、同一建築物の広告物は上下で、出幅、 大きさをそろえる。
- 屋上広告については、建築物の形態と一体的な形状とするとともに、街並みのスカイラインを乱さないようにする。

<色彩>

• 地色について、高彩度の色彩を避けるとともに、配色についても多色使いは避ける。

<意匠>

• 建築物のデザイン、素材等との調和を図るとともに、建築物のデザインを損なうような 窓内広告は控える。



中心市街地の様子

第3部 景観形成の推進に向けて

景観形成を推進するためには、市民、事業者、行政がそれぞれに求められる役割を果たしながら、協働して景観形成に取り組む必要があります。

そのため、第3部では、「第2部 景観形成の基本的考え方」を基に各主体が 景観形成に取り組む上での、今後(平成19年10月から)10年間で進めてい く施策や事業とその評価の考え方を示します。

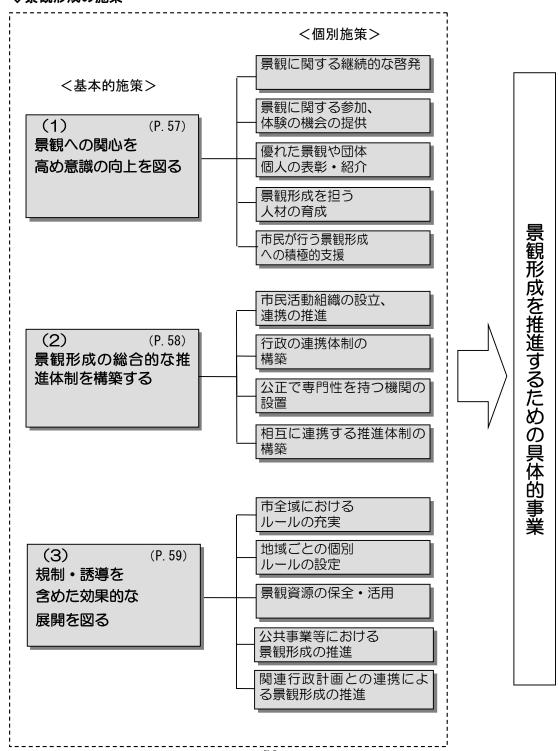
あわせて、景観法の規定に基づく事項について定め、総合的に景観形成の推進 を図ります。

第1章 景観形成の推進方策

1. 景観形成の施策

第2部で示した基本姿勢や基本方針を踏まえ、景観形成を推進するための施策は以下のとおりとします。

◇景観形成の施策



基本的施策1:景観への関心を高め意識の向上を図る

景観形成は、行政はもとより、市民や事業者を含む多様な主体が担い手となって取り 組んでいく必要があります。

このため、市民の景観に対する関心を高め意識の向上を図ることが重要であり、情報 発信や学習機会の提供、人材の育成など、景観形成に関する啓発の取り組みを積極的に 推進します。

◇ 個別施策

(1)景観に関する継続的な啓発

• 市民、事業者、行政の関心を高め景観形成に関する意 識を醸成するため、情報発信の充実や各種イベントの 開催、わかりやすいガイドラインの作成など、景観に 関する継続的な啓発を行う。



景観形成に関する各種ガイドライン

(2)景観に関する参加、体験の機会の提供

• 景観に対する理解や景観形成に対する意欲を効果的に 高めるため、参加・体験型の学習の場や取り組みの機 会を提供する。



景観教室

(3)優れた景観や団体個人の表彰・紹介

• 宮崎市都市景観賞の継続を図るとともに、市内の優れ た景観や景観形成に関する団体や個人の取り組みを紹 介することなどにより、広く意欲の向上に努める。



青島パームビーチホテル(平成8年 度宮崎市都市景観賞受賞)

(4)景観形成を担う人材の育成

- 市民、事業者を対象に、各種講座や研修会・勉強会な どを開催し、市民相互、事業者相互の連携を図る上で、 先導的な役割を担う人材の育成を図る。
- 行政職員に対して、研修会・勉強会などを開催し、 資質の向上を図る。



(5)市民が行う景観形成への積極的な支援

- 市民や団体が行う景観形成の取り組みに対する各種支援制度の充実を図る。
- 建築物や広告物を設置する際に、専門家からのアドバイスを気軽に受けられるような 相談窓口を設置する。

基本的施策2:景観形成の総合的な推進体制を構築する

景観形成は、市民、事業者、行政の個々の取り組みに留まるのではなく、市民同士や事業者間の連携、庁内各課の連携を図りながら、その取り組みを広げていく必要があります。また、市民、事業者、行政が互いに連携し合って、さらに全市的な取り組みへと発展させていく必要があります。

このため、景観形成に関し各主体の推進体制を整えるとともに、相互に連携する全市的な体制の構築を図ります。

◇個別施策

(1) 市民活動組織の設立、連携の推進

 景観に関する市民活動組織の立ち上げに対して支援 するとともに、専門家やコーディネーターの派遣など を行い、市民活動の活性化と相互の連携を推進する。



宮崎市市民景観懇話会

(2)行政の連携体制の構築

• 庁内の横断的な連携組織を設置するとともに、国や県などとの連携体制を整え、景観形成の取り組みを総合的に推進する。

(3)公正で専門性を持つ機関の設置

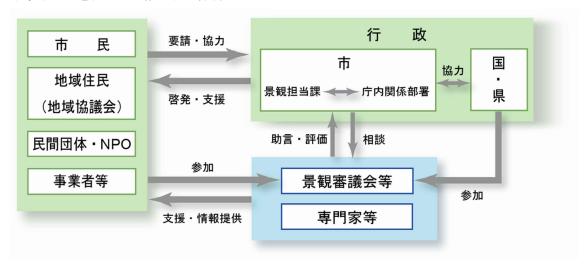
• 景観審議会の充実を図るとともに、市民や専門家など幅広い人材を募り、専門性や客観性を持った審査機関などの設置を図る。



宮崎市景観審議会

(4)相互に連携する推進体制の構築

- 市民活動組織や事業者の団体、国や県、専門家などによる相互の連携のしくみを整え、 景観形成を総合的に推進する。
- ◇景観形成を総合的に推進する体制のイメージ



<mark>基本的施策3</mark>:規制 • 誘導を含めた効果的な展開を図る

景観形成の推進にあたっては、市全域の景観に関するルールの充実を図るとともに、 一定の地域で先導的な景観整備を行うことにより、周辺地域、市全域への景観づくりに つなげていくことが必要です。

このため、地域住民との協働による地区ごとのルールづくりを推進するとともに、景観に関する各種法制度の活用や公共事業等による景観形成を効果的に展開していきます。

◇個別施策

(1)市全域におけるルールの充実

景観形成の目標や方針を踏まえ、市民や事業者の理解 を得ながら、景観形成のための建築物、工作物、屋外 広告物などのルールの徹底、規制誘導の強化を図る。



違反広告物の除却

(2)地区ごとの個別ルールの設定

- 地域住民との十分な協議を行いながら、個別の地区ごとの目標や方針を定め、各種法制度(建築協定、景観協定、重点景観形成地区、都市計画制度など)を活用して、景観形成のきめ細かなルールづくりを推進する。
- 特に、「軸的景観」や「拠点的景観」に該当する地区(橋通り周辺、大淀川周辺、平和台周辺、宮崎神宮周辺、 青島周辺など)については重点的にルールづくりを推進する。



地区計画制度が適用された住宅地

(3)景観資源の保全•活用

● 重要な景観資源については、景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の指定、 または各種法令の規定を活用して現状変更に対する一定の制限を行うとともに、資源 を活用した周辺の景観づくりを重点的に推進する。

(4)公共事業等における景観形成の推進

- 各種公共事業においては景観形成の先導的役割を果たすように努める。
- 国、県などが行う公共事業について、景観行政団体である市が把握し、景観形成の面から協議できるシステムの構築を図る。

(5)関連行政計画との連携による景観形成の推進

• 景観形成は、緑化や環境、観光や農業振興などの様々な分野にまたがる取り組みである ことから、関連する計画と連携しながら総合的な景観形成の推進を図る。

2. 具体的事業

景観形成の推進に関する施策に沿って、本市が今後5~10年間で実施を予定する景観形成の事業を以下に示します(平成19年10月時点)。

なお、これらの事業は、総合計画で示される「将来の都市像」の実現に向けて、まちづくりに関する重点政策として掲げている"美しい自然と情景につつまれた「九州一の景観都市」づくり"の事業の一部となるものです。

◇景観形成の事業の体系(1)

施策	施策の内容	景観形成の事業
	景観に関する継続的な啓発	・情報発信の充実(市広報・各種パンフレット・マスコミ・ホームページなどの活用) H19 景観情報ホームページ開設 ・イベント(シンポジウム・講演会)の開催 ・要素ごとのガイドラインの作成 (建築物・工作物・屋外広告物など)
景観への関心を	景観に関する参加、体 験の機会の提供	・H17~H21 市民海外派遣研修(シンガポール)・景観教室(景観副読本の作成)・違反広告物除去推進委員の拡充
高め意識の向上を図る	優れた景観や団体個人 の表彰・紹介	・宮崎市景観賞 ・優れた取り組みの発信(景観情報ホームページ)
	景観形成を担う人材の 育成	・出前講座・地域住民(地域協議会など)や事業者に対する研修会・勉強会の開催・行政職員の育成 (研修会・勉強会の開催・先進都市の視察など)
	市民が行う景観形成への積極的な支援	・相談窓口の開設(専門家によるアドバイス)
景観形成の総合	市民活動組織の設立、 連携の推進	 ・景観に関する市民活動組織への支援 ・海外派遣研修者や市民景観懇話会メンバーによる市民活動組織の立ち上げ ・景観に関するNPO法人設立の推進(景観整備機構の設立) ・地域における景観形成の取り組みへの支援(専門家やコーディネーターの派遣)
的な推進体制を 構築する	行政の連携体制の構築	・庁内の連携体制の構築・国・県などとの連携体制の構築
	公正で専門性を持つ機関の設置	・景観審議会の充実・専門家による評価・審査システム構築(アドバイザー制度など)・様々な分野の専門家とのネットワークづくりの推進
	相互に連携する推進体 制の構築	・景観協議会(行政・関係団体・事業者・市民)の設立の推 進

◇景観形成の事業の体系(2)

施策	施策の内容	景観形成の事業
	市全域におけるルール の充実	 ・行為の制限に関する事項の届出対象や基準の見直し ・屋外広告物条例の規制基準の見直し ・道路占用適正化の推進 広告物等の道路占用不許可路線の検討 ・路上の違反占用物(広告物等)の取締や是正指導の充実 ・窓内広告のルールの設定
	地区ごとの個別ルールの設定	・大淀川周辺、橘通り周辺などにおけるルールの設定 H19 大淀川周辺地区 H20〜中心市街地内
	景観資源の保全・活用	・景観重要建造物や景観重要樹木の指定
規制・誘導を含めた効果的な展開を図る	公共事業等における景観形成の推進	・景観形成ガイドラインの策定(道路など) ・先導的なモデル事業の推進 小戸之橋橋梁整備 橘通西3丁目市街地再開発事業 宮崎駅西口拠点施設 土地区画整理事業 橘公園噴水広場リニューアル 駅前商店街の整備(電線地中化含む) 歴史的まちなみ保存整備事業 農地・水・環境保全活動支援事業など ・電線類地中化の推進 錦町通線・川原通線ほか H21〜次期無電柱化推進計画 ・その他 パブリックアートの設置 観光イベント歓迎装飾事業 ・景観形成に関する協議システムの構築
	関連行政計画との連携による景観形成の推進	・関連計画と連携した総合的な景観形成の推進 緑の基本計画 環境基本計画 観光振興計画 都市計画マスタープラン 中心市街地活性化基本計画 農林水産業振興基本計画など

第2章 景観施策の評価

1. 評価の観点

景観施策の評価については、以下の2つの観点から行います。

(1) 景観施策の進捗状況

第3部「第1章」に掲げる景観形成のための施策が着実に実施されているかどうかという観点から評価を行います。

(2) 景観形成の成果

景観形成の意義としては、市民の地域に対する誇りや愛着をはぐくみ、快適に過ごせる生活環境を創出することが第一と考え、その成果は、各種市民アンケートなどを通じて景観に対する市民の関心の高さや満足度を把握し評価します。

また、景観形成のもう一つの意義である観光・交流の促進の面から、市民以外の来訪者に対しても、本市の景観の印象について調査を行い評価します。

その他、景観に関するアンケートを実施して、本計画が掲げる景観形成の目標の達成 状況についても、あわせて評価を行います。

◇景観に対する市民の満足度・重要度(参考)

2006年10月 宮崎市総合計画策定に係る市民意識調査

【施策項目に関する満足度(全72項目)】

- 『鬼項目に関する洞に度(王 72 項目)』 ・街並みの景観整備や緑化の推進 ジャック
 - 満足度指数 2.45 (順位5)
- 自然環境、自然景観の保全
- 満足度指数 2.37 (順位8)

【施策項目に関する重要度(全72項目)】

- 街並みの景観整備や緑化の推進
- 満足度指数 3.17 (順位 40)
- 自然環境、自然景観の保全
- 満足度指数 3.50
- (順位 11)

◇目標の達成状況に関するアンケート項目(参考)

- ○自然環境や自然景観の保全
- ○公園の整備や維持管理

○農地や山林の保全

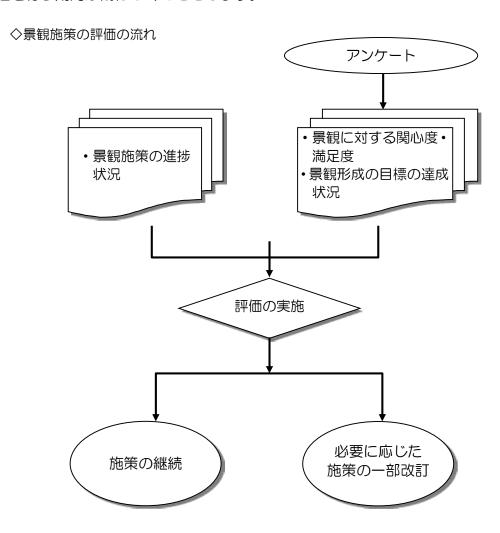
- ○道路や河川などの整備
- ○水質の保全やゴミ対策など環境の保全
- ○地域の個性豊かな景観の形成
- ○調和の取れた街並みの形成
- 〇にぎわいの創出やまちの活性化

○花や緑づくりの推進

しにされての創出でよりの

2. 景観施策の評価の流れ

「評価の観点」を踏まえ、景観施策の評価は以下のような流れで行います。また、評価を行う期間は概ね5年ごととします。



第3章 景観法に基づく事項

景観法に基づく景観計画では、必ず定めることとされている事項と、地域の特性に応じて 選択して定めることができる事項があり、本市の景観計画では、以下の7つの事項を定めま す。

<必須事項>

- 1. 景観計画区域
- 2. 景観形成のための行為の制限に関する事項
- 3. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針に関する事項

<選択事項>

- 4. 屋外広告物の表示等の制限に関する事項
- 5. 景観重要公共施設の整備等に関する事項
- 6. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項
- 7. 景観形成に関する方針

本章では、上記項目からなる景観計画の内容を示します。計画の内容は、景観の現状や市民の景観に関する意識や社会情勢の変化などを踏まえて、必要に応じて発展させていきます。

(1)景観計画区域

本市では、市内全域を景観計画区域とします。

◇宮崎市景観計画区域図



(2)重点景観形成地区-景観形成推進地区

景観計画区域のうち、次の①~⑤に掲げる地域において、景観形成上特に重要な地区については、「重点景観形成地区」に定め、地区ごとの方針や基準などに基づき、重点的・先導的に景観形成を推進します。

重点景観形成地区は、以下の方針に基づき、地元との協議を踏まえ順次、定めていきます。

- ①本市の景観の骨格となる軸や拠点の周辺地域。
- ②景観資源の周辺などで、景観形成を一体的に推進する必要がある地域。
- ③新規の公共事業や公共施設の改修などとあわせて、一体的な景観形成の取り組みが期待できる地域、または景観が大きく変化することが予想される地域。
- ④その他、良好な自然景観、歴史的景観の保全、新たな景観の創出を重点的に推進する必要がある地域。

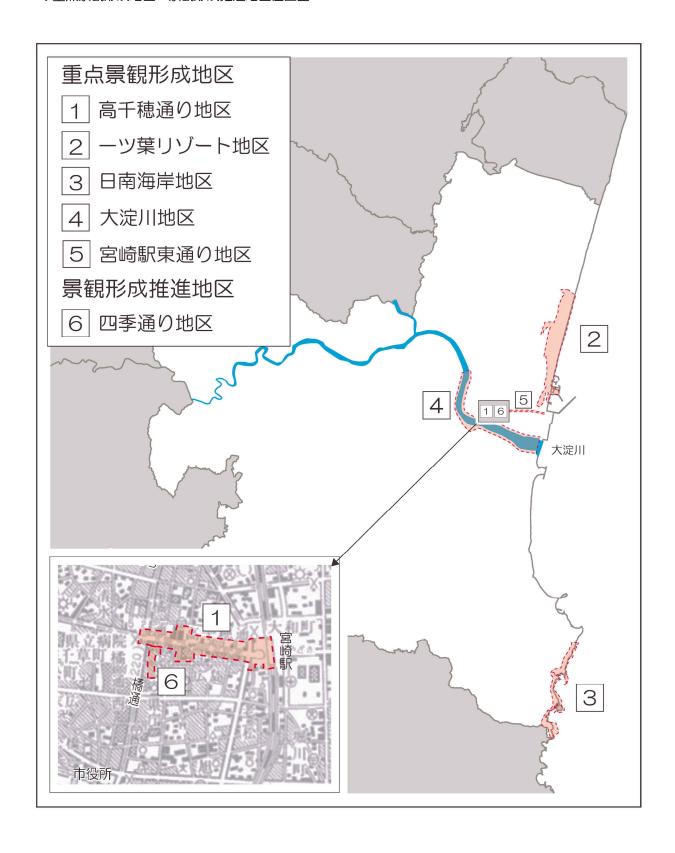
また、地域住民や事業者などが、自ら積極的に景観形成に取り組もうとする地域については、「景観形成推進地区」に定め、地元と連携しながら景観形成を推進します。

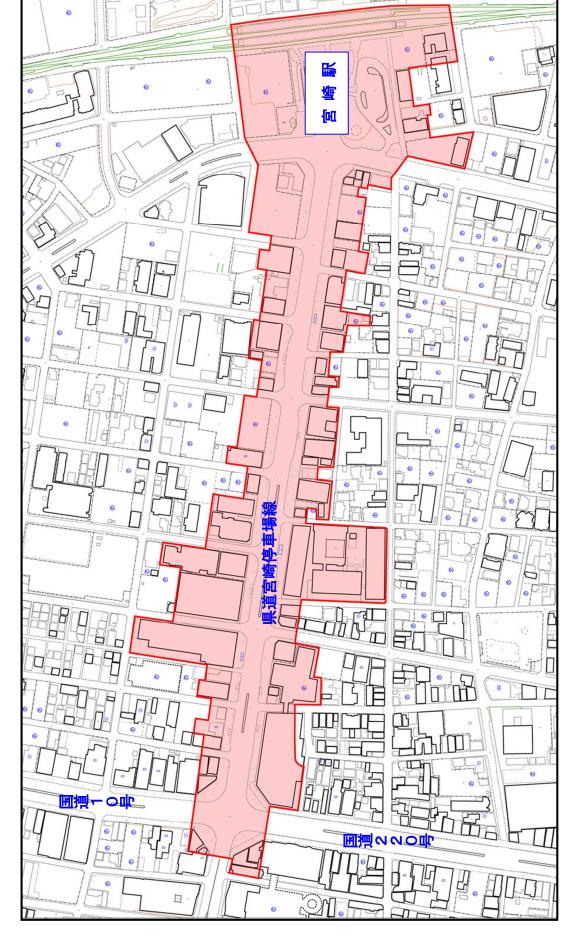
【重点景観形成地区】

	地区名	位置
1	高千穂通り地区	橘通東三丁目、橘通東四丁目、高千穂通一丁目、高千穂通二丁目、広島一丁目、広島二丁目、老松二丁目、橘通西三丁目、橘通西四丁目、錦町の各一部、宮崎駅西口駅前広場、JR宮崎駅(JR宮崎フレスタ)
2	ーツ葉リゾート地区	阿波岐原町の一部、山崎町の一部、新別府町の一部
3	日南海岸地区	大字折生迫の一部、大字内海の一部
4	大淀川地区	下北方町、祇園一丁目、祇園二丁目、祇園四丁目、和知川原三丁目、大橋三丁目、大工三丁目、鶴島一丁目、鶴島二丁目、鶴島二丁目、鶴島三丁目、鶴島三丁目、鶴島三丁目、松山一丁目、松山二丁目、橘通西一丁目、橘通東一丁目、川原町、松山一丁目、松山二丁目、吾妻町、出来島町、高洲町、港一丁目、大字小松、大塚町、福島町、花山手東一丁目、大坪町、大坪東一丁目、谷川一丁目、天満町、天満一丁目、淀川二丁目、中村西一丁目、中村東一丁目、太田一丁目、大淀一丁目、東大淀一丁目、城ヶ崎一丁目、城ヶ崎二丁目、城ヶ崎三丁目、城ヶ崎三丁目、城ヶ崎三丁目、城ヶ崎三丁目、公川三丁目、福島町一丁目、福島町二丁目、福島町三丁目、谷川二丁目、谷川三丁目、谷川三丁目、谷川三丁目
5	宮崎駅東通り地区	宮崎駅東一丁目、宮崎駅東二丁目、大和町、宮脇町、吉村町、昭栄町の各一部

【景観形成推進地区】

	地区名	位置
6	四季通り地区	宮崎市橘通東三丁目の一部

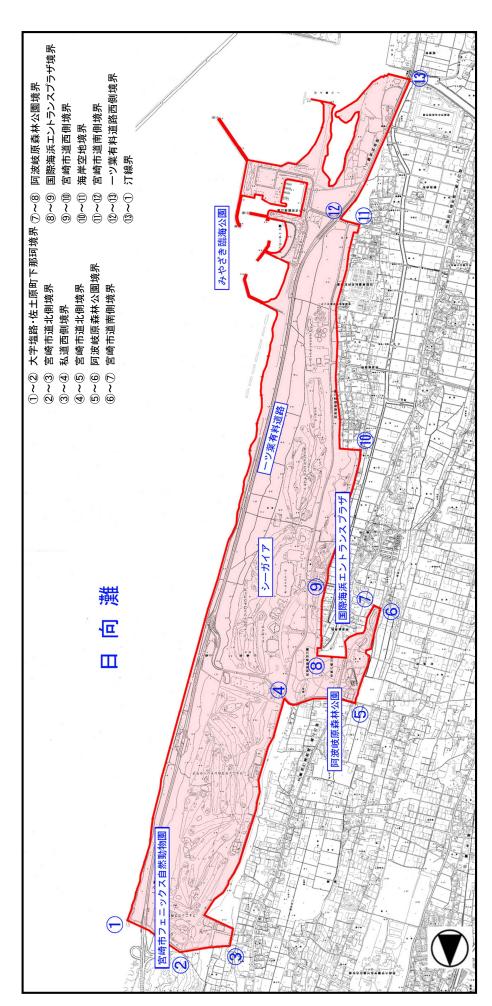




2

1] 重点景観形成地区に定める土地の区域 (高千穂通り地区)

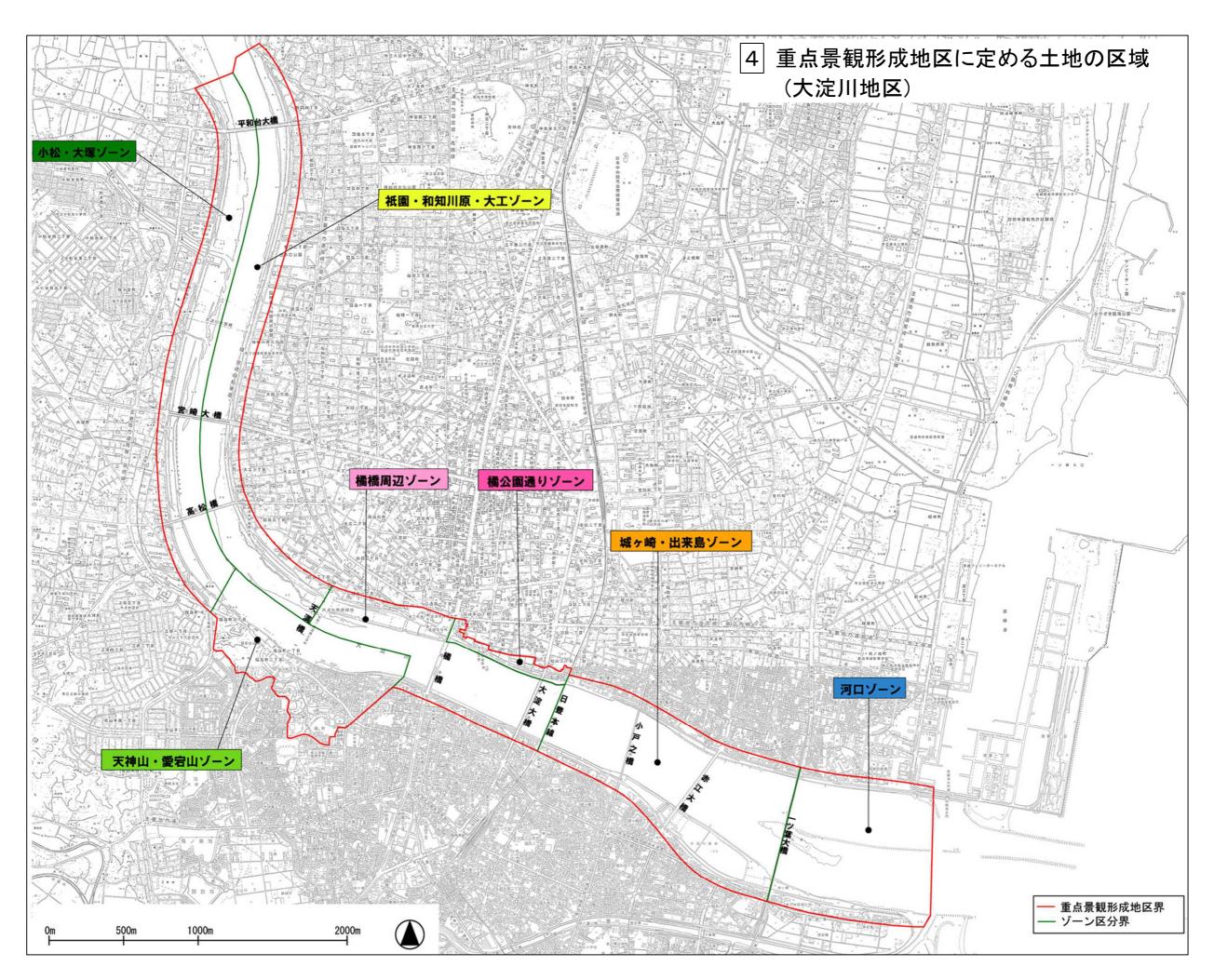
| 2 | 重点景観形成地区に定める土地の区域 (一ツ葉リゾート地区)



②~③ 自然公園法第2種特別区域界 ③~④ 国道境界から100m ④~⑤ 南青島エメラルドタウン境界 ⑤~⑥ 国道境界から100m ⑥~⑦ 宮崎市・日南市境界 ⑦~⑧ 汀線界 ①から西へ延び、自然公園法第2種 いるか岬 特別区域界と交わる点 自然公園法第2種特別区域界 国道境界杭 灘 亱 Ш 堀切峠

3 重点景観形成地区に定める土地の区域

(日南海岸地区)



報点は青葉 重点景観形成地区界 ゾーン区分界 與道言編篇之何線 温堂园

[5] 重点景観形成地区に定める土地の区域 (宮崎駅東通り地区)

6 景観形成推進地区に定める土地の区域 () 四季通り地区) 8

2. 景観形成のための行為の制限に関する事項

(景観法第8条第2項第2号関係)

(1)市内全域における行為の制限

① 届出の対象となる行為

市内全域(重点景観形成地区及び景観形成推進地区を除く)において、景観法第 16 条第 1 項に基づく届出対象行為は以下のいずれかに該当する規模のものとします。

建築物	(1) 地盤面から最高部までの高さが10m以上 (2) 延べ面積又は建築面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、 延べ面積又は建築面積の合計)が300m以上 ※: 景観法第16条第1項に基づく届出対象行為となる規模の建築物において、 壁面及び屋根・屋上に太陽光発電設備(建築基準法第2条第3号に該当するもの) を設置する場合は建築物の一部とみなす。			
	煙突•排気塔	高さ6m以上		
	RC柱・木柱・鉄柱	高さ15m以上		
	記念塔•装飾塔	高さ 4m 以上		
	高架水槽•冷却塔	高さ8m以上		
	物見塔・サイロ			
工	石油・ガスタンク			
作物	擁壁	高さ5m以上		
	その他 景観条例規則第2条第1項第13号 市長が指定するもの	地上に設置される太陽光発電設備等※ (外灯及びそれに類するもののための微小なものを除く) ※:太陽光を電気に変換するための設備(太陽電池モジュール、 太陽光発電パネル、ソーラーパネル等(以下「モジュール」 という。))及びその附属設備(支柱や基礎、変圧器、蓄電 設備、送電線等)をいう。		

② 行為の制限

市内全域(重点景観形成地区及び景観形成推進地区を除く)における行為の制限を以下の通り定めます。

◇建築物に関する制限

◇建築物に関す	「る制限					
項目		行為の制限				
	○外観の基調がを行うことが		で主に用いられる色彩)は、次の基準により制限		
	色相	R(赤) • YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相		
	基準値	彩度 6 以下	彩度6以下	彩度5以下		
色 彩	※:色彩の表	長示は、日本工業規格	Z8721 (マンセル表	色系)に基づくものとする。		
			場合は、上記基準に次	マの基準を追加する。		
	-	<u>以上7以下</u> (鉄柱のみ)		++ ART 71 1 *		
		雪色を施していない/ どの素材色は、適用を		材、金属板、スレート、ガ		
				る規模の建築物において、		
				は建築物の一部とみなし、ものを設置する場合は、届		
	出対象の			ものでは回りる場合は、田		
			ール)の色彩は、黒	色又は濃紺色若しくは建築		
	物と一体に見える低明度かつ低彩度の目立たないものとし、光沢や反射が少な					
	く、模様が目立たないものを使用する。					
	〇架台やモジュールのフレームの色は出来るだけモジュール部分と同等のものと					
	し、低反射のものを使用する。					
	○太陽光発電設備を屋根材又は外壁材として使用する場合は、その他の屋根材又					
建築物に	は外壁材と調和するものとする。 〇勾配屋根に設置する場合は、最上部が建築物の最上部を越えないように設置し					
設置する	て屋根と一体化させる。					
太陽光発電	〇陸屋根に設置する場合は、最上部をできるだけ低くするか、ルーバーなどにより目立たないようにして建築物と一体化させる。					
設備				ナなどけ 建筑物 とっぱん		
	○太陽光発電設備における屋外用パワーコンディショナなどは、建築物と一体化 するか、又は、通りから見えない位置に設置する。それが困難な場合は、壁面					
	9 るか、又は、通りから見えない位直に設直する。それが困難な場合は、壁面と と同系色にするなど修景を図ること。					
	<垣	配屋根の場合>		<陸屋根の場合>		
			n			

	配慮 〇	配慮 ×	配慮 〇	配慮 ×		

※景観向上に大きく寄与するとして市長が特別に認めたものについては、本基準の適用を除外する。

◇工作物に関する制限

\ <u>\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\</u>	下物に関する				
	項目	行為の制限			
Į.	高さ・形態	○道路景観軸に位置づけられている道路(国道 10号、国道 220号、国道 269号、県道宮崎停車場線、市道宮崎駅東通線)の路端から 300m以内の区域では、航空法第 51 条の 2 の規定に基づく昼間障害標識の設置の必要がない高さ又は形態とすること。 ※: 都市計画法第8条第1項第1号で定める商業地域に設置するもの、その他周辺 状況等により市長が特別に認めたものについては、本基準の適用を除外する。			
		〇外観の基調色(主に用いられる色彩)は、次の基準により制限を行うこととする。			
		色相 R(赤) • YR(黄赤) Y(黄) その他の色相			
		基準値 彩度 6 以下 彩度 5 以下			
	色 彩	※: 色彩の表示は、日本工業規格 Z8721 (マンセル表色系) に基づくものとする。 ※: 背景が緑地等の自然地となる場合は、上記基準に次の基準を追加する。 明度2以上7以下(鉄柱のみ) ※: 表面に着色を施していない木材や土壁等の自然素材、金属板、スレート、ガラスなどの素材色は、適用を除外する。 ※: 景観向上に大きく寄与するとして市長が特別に認めたものについては、本基準の適用を除外する。			
	色 彩	 ○太陽光発電設備におけるモジュールの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度のものを使用し、低反射で、できるだけ模様が目立たないものを使用する。また、モジュールのフレームの色彩は、できるだけモジュール部分と同等のものとし、低反射のものを使用する。 ○太陽光発電設備におけるパワーコンディショナなど附属設備の色彩は、周囲の景観と調和するものを使用する。 			
太 ○尾根線上、丘陵地または高台での設置は避けること。 ○歩行者や周辺の景観への影響のあるものは、敷地の境界から出来るだける 必要に応じて植栽などにより目立たないようにすること。 ○主要な眺望点や主要な道路などから見た場合に、周辺景観を阻害しない 配置の工夫や植栽などにより目立たないようにすること。 <例示>					
配慮事項		境界 ・植栽等で目隠し ・ 直視可能は× ・			

(2)重点景観形成地区及び景観形成推進地区における行為の制限

① 届出の対象となる行為

重点景観形成地区及び景観形成推進地区において、景観法第 16 条第 1 項に基づく届出対象行為は以下のいずれかに該当するものとします。

- (1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え 又は色彩の変更(太陽光発電設備を設置する場合も含む)
- (2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え 又は色彩の変更
- (3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為
- (4) 土地の形質の変更【(3) 開発行為を除く。】
- (5) 木竹の伐採又は植栽

② 行為の制限

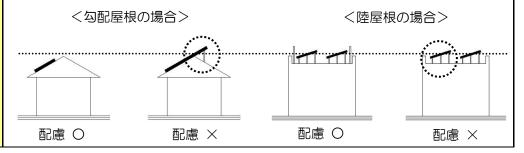
重点景観形成地区及び景観形成推進地区における行為の制限を以下の通り定めます。

1) 各地区共通の行為の制限

◇建築物に関する制限

- ※:壁面及び屋根面に太陽光発電設備を設置する場合は建築物の一部とみなし、 以下の制限を加える。
- ○太陽光パネル(太陽電池モジュール)の色彩は、黒色又は濃紺色若しくは建築物と一体に見える低明度かつ低彩度の目立たないものとし、光沢や反射が少なく、模様が目立たないものを使用する。
- 〇架台やモジュールのフレームの色は出来るだけモジュール部分と同等のものと し、低反射のものを使用する。
- ○太陽光発電設備を屋根材又は外壁材として使用する場合は、その他の屋根材又 は外壁材と調和するものとする。
- ○勾配屋根に設置する場合は、最上部が建築物の最上部を越えないように設置して屋根と一体化させる。
- 〇陸屋根に設置する場合は、最上部をできるだけ低くするか、ルーバーなどにより目立たないようにして建築物と一体化させる。
- ○太陽光発電設備における屋外用パワーコンディショナなどは、建築物と一体化 するか、又は、通りから見えない位置に設置する。それが困難な場合は、壁面 と同系色にするなど修景を図ること。

建築物に設置する 太陽光発電 設備



◇工作物に関する制限

	ン工作物に関す	する制限			
	項目	行為の制限			
高さ・形態		 〇道路景観軸に位置づけられている道路(国道10号、国道220号、国道269号、県道宮崎停車場線、市道宮崎駅東通線)の路端から300m以内の区域では、航空法第51条の2の規定に基づく昼間障害標識の設置の必要がない高さ又は形態とすること。 ※:都市計画法第8条第1項第1号で定める商業地域に設置するもの、その他周辺 状況等により市長が特別に認めたものについては、本基準の適用を除外する。 			
		○外観の基調色(主に用いられる色彩)は、次の基準により制限を行うこととする。			
		色相 R(赤) • YR(黄赤) Y(黄) その他の色相			
		基準値 彩度 6 以下 彩度 5 以下			
色 彩		※: 色彩の表示は、日本工業規格 Z8721 (マンセル表色系) に基づくものとする。 ※: 背景が緑地等の自然地となる場合は、上記基準に次の基準を追加する。 明度2以上7以下(鉄柱のみ) ※: 表面に着色を施していない木材や土壁等の自然素材、金属板、スレート、ガラスなどの素材色は、適用を除外する。 ※: 景観向上に大きく寄与するとして市長が特別に認めたものについては、本基準の適用を除外する。			
	 色 彩 ○太陽光発電設備におけるモジュールの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは周観と調和する低明度かつ低彩度のものを使用し、低反射で、できるだけ模立たないものを使用する。また、モジュールのフレームの色彩は、できるジュール部分と同等のものとし、低反射のものを使用する。 ○太陽光発電設備におけるパワーコンディショナなど附属設備の色彩は、周観と調和するものを使用する。 ○太陽光発電設備におけるパワーコンディショナなど附属設備の色彩は、周観と調和するものを使用する。 				
太陽光発電設備		○尾根線上、丘陵地または高台での設置は避けること。○歩行者や周辺の景観への影響のあるものは、敷地の境界から出来るだけ後退し、必要に応じて植栽などにより目立たないようにすること。○主要な眺望点や主要な道路などから見た場合に、周辺景観を阻害しないよう、配置の工夫や植栽などにより目立たないようにすること。〈例示〉			
	配慮事項	境界 → 植栽等で目隠し 境界 直視可能は× 後退させる 景観への配慮 ○ 景観への配慮 ×			

◇開発行為等に関する制限

くいいこうからには、				
	行為の制限			
開発行為・ 土地の形質の変更	〇造成を伴う土地の形質の変更は、最小限とし周囲は十分な緑化を行うこと。 〇擁壁等を伴う法面については、交通安全上又は防災上やむを得ない場合を 除き、緑化に努めること。			
木竹の伐採又は植栽	○道路に面する部分では出来る限り伐採を避けるよう努めること。 ○植栽にあたっては、地域性を考慮した樹種の選定等に努めること。			

2) 高千穂通り地区・一ツ葉リゾート地区・日南海岸地区における行為の制限

◇建築物及び工作物に関する制限

	The results of the re					
項目	行為の制限					
	○外観の基調1 _ を行うこと。		で主に用いられる色彩)は、次の基準により	2制限	
	色相	R(赤) • YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相		
	基準値	彩度 6 以下	彩度6以下	彩度5以下		
色彩	※:背景が新 明 度2」 ※:表面に ラスな。 ※:景観向	碌地等の自然地となる 以上7以下 (鉄柱のみ) 皆色を施していないオ どの素材色は、適用を	場合は、上記基準に次 、 、材や土壁等の自然素 ・除外する。	色系) に基づくものと の基準を追加する。 材、金属板、スレート めたものについては、	〜、ガ	

3) 大淀川地区における行為の制限

◇建築物及び工作物に関する制限

✓建築物及U1	-1F初に関9 0削	区					
	行為の制限						
	〇壁面の基調色(屋根や壁面などで主に用いられる色彩)は、次の基準により制限						
	を行うこととする。						
	色相	R(赤) • YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相			
	甘淮店	彩度4以下	彩度3以下	彩度2以下			
	基準値	かつ明度7以上	かつ明度7以上	かつ明度7以上			
	○屋根の基調色	(屋根や壁面などで	で主に用いられる色彩	() は、次の基準によ	り制限		
	を行うことと	する。	-		,		
	色相	R(赤) • YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相			
色彩	基準値	彩度4以下	彩度3以下	彩度2以下			
	※:表中の色相、彩度及び明度は、日本工業規格 Z8721(マンセル表色系)						
	に基づくものとする。						
	※:表面に着色を施していない木材や土壁等の自然素材、金属板、スレート、ガラ						
	スなどの素材色は、適用を除外する。						
	※:緑地内や背景が緑地等の自然地となる建築物等の場合は、明度は次の値を基準						
	値とする	。 明度2以上7以 ⁻	下				
※:景観向上に大きく寄与するとして市長が特別に認めたものについては、							
	準の適用を除外する。						
壁面の位置	〇建築物の壁面は、国道 220 号、市道川原通線及び橘東1の南1号線(以下「前						
(橘公園通り	面道路」とい	う。)から原則として	て1m(延べ面積がご	2,000 ㎡以上の建築	物にあ		
ゾーンのみ)	っては前面道	路から原則として2	!m)以上後退した位	置に設けること。			

4) 宮崎駅東通り地区における行為の制限

◇建築物及び工作物に関する制限

◇建築物及び工作物	行為の制限					
	○壁面の基調係	〇壁面の基調色(主に用いられる色彩)は、次の基準により制限を行うことと				
	する。					
	(駅東ゾーン)					
	色相	R(赤) • YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相		
	基準値	彩度 6 以下	彩度6以下	彩度 5 以下		
	(住宅地ゾー)	ン、港周辺ゾーン)				
	色相	R(赤) • YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相		
	基準値	彩度4以下 かつ明度7以上	彩度3以下 かつ明度7以上	彩度2以下		
	○長根の其調化			かつ明度 7 以上 より制限を行うことと		
	する。	5 (±10m/191191	がから、人の空学に	みが呼吸ではプログー		
色彩	(駅東ゾーン)	ı				
	色相	R(赤) • YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相		
	基準値	彩度 6 以下	彩度6以下	彩度 5 以下		
	(住宅地ゾーン、港周辺ゾーン)					
	色相	R(赤) • YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相		
	基準値	彩度4以下	彩度3以下	彩度2以下		
	※:表中の色相、彩度及び明度は、日本工業規格 Z8721(マンセル表色系)					
	に基づくものとする。					
	※:表面に着色を施していない木材や土壁等の自然素材、金属板、スレート、					
	ガラスなどの素材色は、適用を除外する。					
	※:景観向上に大きく寄与するとして市長が特別に認めたものについては、本基準の適用を除外する。					
			 3条第1項第1号で定	 める商業地域について		
	〇駅東ゾーンのうち都市計画法第8条第1項第1号で定める商業地域について は、敷地が市道宮崎駅東通線に接する建築物の外壁若しくはこれに代わる柱					
	面から市道宮崎駅東通線の境界までの距離は2m以上後退した位置に設ける					
	こと。					
壁面の位置				める第二種住居地域、		
				道宮崎駅東通線に接す		
				れに代わる柱面から市		
				O ㎡以上の建築物にあ		
	う (はとM)	以上後退した位置に	-取りるして。			

5) 四季通り地区における行為の制限

◇建築物及び工作物に関する制限

下記の制限は、市道橋東3の1号線(四季通り)に直接面する敷地で行われる行為に適用する。

ירו אינאליניון לאיניון לאיניין איניין איניין איניין איניין איניין	行為の制限					
	○建築物及び工作物の外観の基調色(屋根や壁面などで主に用いられる色彩)					
	_ は、次の基準	により制限を行うこ	ととする。			
	色相	R(赤) • YR(黄赤)	丫(黄)	その他の色相		
	基準値	彩度 6 以下	彩度 6 以下	彩度5以下		
色 彩	※:表中の色	相及び彩度については	は、日本工業規格 Z87	721(マンセル表色		
	系)に基づくものとする。					
	※:表面に着色を施していない木材や土壁等の自然素材、金属板、スレー					
	ト、ガラスなどの素材色は、適用を除外する。					
	※:景観向上に大きく寄与するとして市長が特別に認めたものについては、					
	本基準の	適用を除外する。				
 1階の開口部	○シャッターを設ける場合は、シースルーシャッター等、透明性のあるシャ					
	ッターとする。					
	○建築物に付帯する空調室外機等の設備は、通りの雰囲気を損なわないよう、					
 附帯設備	原則として、	通りから見えにくい	場所に設置する。やる	むを得ず設置する場		
עוע (לים'לח'ניוע 用 עווע פוים איניוע פוים איניוע פוים איניוע פוים איניים איניים איניים איניים איניים איניים איניים	合は、目隠し	などを行い、通りと	の調和に配慮する。			
	○自動販売機は	、通りに面して設置	しない。			

3. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針に関する事項

(景観法第8条第2項第3号関係)

景観重要建造物及び景観重要樹木は、地域の景観上 重要な建造物(建築物及び工作物)または樹木につい て指定し、地域の個性ある景観づくりの核として、そ の維持、保全及び継承を図るものです。

本市では、多くの市民に親しまれている建造物や樹木のうち、道路その他の公共の場所から容易に眺められるものを対象として、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針を以下のように定めます。



◇景観重要建造物の指定の方針

- ○優れたデザインや地域のシンボルとなる建造物で、景観形成を図る上で重要なもの
- ○地域の自然や歴史、文化、くらしなどと密接に関わり、地域に親しまれているもの
- ○眺望の目標物であるなど、地域の景観形成を図る上で重要な位置にあるもの

◇景観重要樹木の指定の方針

- ○樹木の姿や形が特徴的であり、地域のシンボルとなっているもの
- ○亜熱帯性植物など本市の自然環境の特徴を表すもの
- ○本市の良好な自然環境を維持するために必要と認められるもの
- 〇地域の自然や歴史、文化、くらしなどと密接に関わり、地域に親しまれているもの
- ○眺望の目標物であるなど、地域の景観形成を図る上で重要な位置にあるもの

4. 屋外広告物の表示等の制限に関する事項

(景観法第8条第2項第4号関係)

屋外広告物は、人々の目にふれやすく景観に対する影響が大きくなりやすいため、周辺の景観との調和が得られるように適切な規制誘導を行うことが必要です。このため、「宮崎市屋外広告物条例」により表示方法等に対する制限を行います。

(1)制限に関する事項

1) 大淀川地区重点景観形成地区における制限事項

		制限事項						
	高さ	〇表示面の高さは、4m以下であること。						
	面積	〇一面の面積又は投影面積は、20 ㎡以内であること。(橘公園通りゾーン以外の第3種規制地域(※)を除く。) ※:宮崎市屋外広告物条例施行規則で規定する地域。						
		○表面積の3分の1を超える部分若しくは地色に使用できる色彩は以下のとおりと する。						
		色相 R(赤) • YR(黄赤) Y(黄) その他の色相						
		基準値 彩度4以下 彩度3以下 彩度2以下						
全ての広告物	色彩	 ※:表中の色相及び彩度については、日本工業規格 Z8721 (マンセル表色系) に基づくものとする。 ※:表面に着色を施していない木材や土壁等の自然素材、金属板、スレート、ガラスなどの素材色は、適用を除外する。 ※:一面の面積が5㎡未満のものは、適用を除外する。 ※:景観向上に大きく寄与するとして市長が特別に認めたものについては、本基準 						
		※・ 京観回エに入るく司子9 るとして中長が特別に認めたものに ブロ Cは、本基準 の適用を除外する。						
	その他	○道路を占用して設置しないこと。○映像機器、電光掲示板その他これらに類するものを使用しないこと。○照明を使用する場合は、広告面を照らす外照式のもの、バックライトにより切り文字部分を浮かび上がらせる間接照明式のもの、切り文字部分に限った内照式のものとすること。○ネオン管を使用する場合は、その光源が露出かつ点滅しないこと。						
野立	広告	〇地上から広告物等の上端までの高さは、10m以下であること。						
屋上広告		〇建築物1棟につき1個であること。 〇広告物を掲出する物件の高さは、4m以下であること。 〇地上から広告物等の上端までの高さは、30m以下であること。(天神山・愛宕山ゾーン及び橘公園通りゾーン以外の第3種規制地域(※)を除く。) 〇天神山・愛宕山ゾーンについては、広告物等の上端までの高さは、標高20m以下であること。 ※: 宮崎市屋外広告物条例施行規則で規定する地域。						
壁面	 ī広告	〇表示面積の合計は、1壁面につき 20 m以内であること。						
	画広告	○表示又は掲出できない。						
突出	広告	〇建築物1棟につき1列以下であること。						

2) 宮崎駅東通り地区重点景観形成地区における制限事項

		制限事項							
	高さ	〇表示面の高さ	〇表示面の高さは、4m以下であること。						
	面積	〇一面の面積又	スは投影面積は、20	m以内であること。					
			を掲出する物件又は がは以下のとおりとす		超える部分若しくは 除く。)	地色に使			
		色相	R(赤) • YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相				
		基準値	彩度4以下	彩度3以下	彩度2以下				
全ての広告物	色彩	 ※:表中の色相及び彩度については、日本工業規格 Z8721 (マンセル表色系)に基づくものとする。 ※:表面に着色を施していない木材や土壁等の自然素材、金属板、スレート、ガラスなどの素材色は、適用を除外する。 ※:一面の面積が5㎡未満のものは、適用を除外する。 ※:景観向上に大きく寄与するとして市長が特別に認めたものについては、本基準の適用を除外する。 〇道路を占用して設置しないこと。 ○映像機器、電光掲示板その他これらに類するものを使用しないこと。 ○照明を使用する場合は、広告面を照らす外照式のもの、バックライトにより切り文字部分を浮かび上がらせる間接照明式のもの、切り文字部分に限った内照式のもの 							
		○ネオン管を使用する場合は、その光源が露出かつ点滅しないこと。							
野立	Z広告	〇地上から広告物等の上端までの高さは、10m以下であること。							
屋上	上広告	○表示又は掲出できない。(駅東ゾーンを除く。) ○駅東ゾーンについては、建築物1棟につき1個であり、かつ、広告物を掲出する物件の高さは、4m以下であること。							
壁面広告		○表示面積の台	計は、1壁面につき	き 20 ㎡以内であるこ	と。				
屋根面広告		○表示又は掲出	出できない。						
道標	Ę	○単独設置である○当該広告物等			話 、事務所等までの	距離が			

(2)制限に関する方針

今後、上記以外についても、以下の方針に基づき、制限事項を策定することとします。

<規模>

- ・周辺の景観と不調和な規模とならないよう表示面積は必要最小限に留める。
- ・のぼり旗などについては、必要最小限の本数に留める。

<配置>

- 空や山並みに配慮し極力低層部に設置する。
- 景観上重要な地域では、地域イメージを損なわないように配置に配慮する。
- ・ 建築物の敷地内に収める。

<形態>

- ・複数の広告物はできるだけ集約化する。
- ・同一建築物の広告物は上下階で、出幅、大きさをそろえる。
- ・屋上広告については、建築物の形態と一体的な形状とするとともに、街並みのスカイ ラインを乱さないようにする。

<色彩>

・地色について、高彩度の色彩を避けるとともに、配色についても多色使いは避ける。

<意匠>

・建築物のデザイン、素材等との調和を図る。

5. 景観重要公共施設の整備等に関する事項

(景観法第8条第2項第4号関係)

景観重要公共施設は、道路や河川、都市公園などのうち、景観形成のための取り組みを 周辺と一体的に行うことが期待されるものについて、地域の景観形成上重要な公共施設と して、管理者の同意の上、景観計画に位置づけるものです。

本市では、以下の方針に基づき、景観重要公共施設を指定することとします。

- (1) 本市の景観の骨格となる軸や拠点の周辺に位置する施設。
- ② 景観資源の周辺などで、景観形成を一体的に推進する必要がある地域に位置する施設。
- ③ 地域住民や事業者などが積極的に景観形成に取り組んでいる地域に位置する施設。
- ④ 当該公共施設を整備することにより、周辺と一体的な景観形成の取り組みが期待できるもの。
- ⑤ 大規模かつ重要な公共施設で、施設そのものが景観に大きな影響を与えるもの。
- ⑥ その他、良好な自然景観の保全、新たな景観の創出を重点的に推進する必要がある地域に位置する施設。

(1)景観重要公共施設

本市では、上記の方針に基づき、以下の公共施設を景観重要公共施設に指定します。

河 川

- ①一級河川
- ②二級河川

上記施設のうち、重点的に景観形成を図る区間(以下「重点区間」とする。)を以下のとおりとします。

• 一級河川大淀川で、大淀川地区重点景観形成地区における区間

道路

- ①高速自動車国道
- ②一般国道
- ③県道
- ④都市計画道路に指定された市道
- ⑤市道橘東3の1号線(四季通り)

上記施設のうち、重点区間を以下のとおりとします。

- ・国道 220 号で、日南海岸地区重点景観形成地区における区間
- ・県道宮崎停車場線で、高千穂通り地区重点景観形成地区における区間
- ・ 県道宮崎インター佐土原線で、一ツ葉リゾート地区重点景観形成地区における区間
- 市道北権現通線で、一ツ葉リゾート地区重点景観形成地区における区間
- 市道川原通線で、大淀川地区重点景観形成地区の橘公園通りゾーンにおける区間
- 大淀川に架かる橋梁と当該橋梁を含む路線で、大淀川地区重点景観形成地区における区間
- 市道宮崎駅東通線の全区間
- ・市道橘東3の1号線の全区間

(2)整備に関する事項

整備に際しては、本計画の方針に加え、以下の事項に基づくこととします。

1)共通事項

◇河川における事項

	整備に関する事項				
基本方針	○河川は、地域の景観の骨格を形成し、水辺空間や豊かな自然を提供していることから、地域特性や周辺景観に応じた整備に努める。 ○河川としての必要な機能や安全性を確保しつつ、河川環境を保全し、市民の憩いの場となる親水空間の創出、緑化、広場や歩道の設置など、質の高い河川空間の整備に努めるとともに、適正な維持管理を行う。				
護岸	〇防災上等やむを得ない場合を除き、周辺景観と調和した色彩及び形態とする。				
水 門	〇周辺景観と調和した色彩及び形態とする。				

◇道路における事項

◇道路におけ	る事児				
		東	整備に関する事項		
基本方針	 ○道路は、沿道の建築物や土地利用と一体となって地域の景観を印象付ける重要な役割を担っていることから、地域特性や周辺景観に調和した道路景観整備に努める。 ○道路景観は様々な要素の組み合わせにより形成されていることから、個々の要素の整備の際には、華美な装飾を避け、他の要素と調和したデザイン及び色彩とし、一体的な景観の形成に努める。 ○道路として求められる機能の本質を認識し、機能と景観の両面において質の高い整備に努めるとともに、適正な維持管理を行う。 				
緑化	○可能な限り街路樹や植栽帯を設置し、周辺景観や幅員構成に応じた樹種の選定に努める。○法面は、交通安全上、防災上等やむを得ない場合を除き、緑化に努める。				
舗装	 ○道路特性や地域特性に配慮したデザイン、色彩及び素材とし、街並みや沿道景観と一体となった整備を行う。 ○舗装の基調色(主に用いられる色彩)に使用できる色彩は、以下の通りとする。やむを得ない場合は、周辺景観と調和した色彩とし、必要最小限の規模に抑えるなど配慮を行う。 佐相 R(赤)・YR(黄赤) Y(黄) その他の色相 基準値 彩度6以下 彩度6以下 彩度5以下 ※:表中の色相及び彩度については、日本工業規格 Z8721 (マンセル表色系)に基づくものとする。 ○交通安全上の着色は、周辺景観を損なうことのないよう必要最小限とし、むやみに多 				
防護柵・ 落石防止柵	用しないようにする。 〇道路特性や周辺景観と調和したデザイン及び色彩とし、連続性及び統一性の確保に				
橋梁	努める。 〇地域特性及び周辺景観に配慮したデザイン、色彩及び構造形式とする。 〇高架道路等については、橋桁と橋脚の総合的なデザインや圧迫感の軽減に努めるなど配慮を行う。				
擁 壁	○できる限り巨大、長大にならないよう配慮する。やむを得ない場合は、緑化や形態 等の工夫により圧迫感の軽減や周辺景観との調和に努める。				
その他	し、輻輳した	いように配置する。	は、周辺景観と調和し ルた景観の形成に努め	ンたデザイン、色彩A oる。	ひ規模と

2) 市道宮崎駅東通線における事項

	整備に関する事項
	宮崎駅東通り地区重点景観形成地区の以下の公共施設に係る景観形成方針に基づき、
	公共施設の整備を行う。
基本方針	○街路樹、植栽等はまちなみの景観と調和するとともに、安全で快適な歩行空間を確
	保する。
	〇港周辺では海の玄関口にふさわしい、南国らしさがあふれた道路空間を形成する。
舗装	〇歩道の舗装は、まちなみの景観向上に資するものとなるように高質化(平板ブロッ
胡衣	クやカラー舗装等)を図る。
拉 	〇港周辺での道路内における樹木については南国らしいものとし、空の広がりを感じ
植栽	るように高さ及び配置に留意する。
その他	〇無電柱化を推進し、安全で快適な道路空間の形成を図る。

3) 市道橘東3の1号線における事項

	整備に関する事項
	四季通り地区景観形成推進地区の以下の基本方針に基づき、魅力ある公共施設の整備
	を行う。
基本方針	〇四季折々の花と緑にあふれ、季節を感じる通り
	〇個性的な店舗が集まり、歴史と新しい文化が共存するお洒落な雰囲気を感じる通り
	〇誰もが安心してゆっくり歩ける通り
Ф± у+	〇人が歩く部分や各店舗の店先の路面舗装には、レンガ又はレンガの雰囲気やイメー
舗装	ジのある素材を用いることとする。

6. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項

(景観法第8条第2項第4号関係)

農山村では、その土地ごとの「風土」(気候・気象や土壌、植生、水質など)に適応した 農林業の営みや暮らし、その中から生まれ受け継がれてきた伝統文化などの要素が一体と なって醸成されており、豊かな自然、やすらぎ、美しい景観などの農山村の魅力や価値が 再認識されています。しかし一方で、過疎化、高齢化や地域社会の連帯性の弱まりにより、 農地、森林などの管理に支障が生じ、農山村の魅力の低下につながることも懸念されてい ます。

景観農業振興地域整備計画は、上記を踏まえ、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、一定の区域を対象に、地域の特徴ある景観に配慮した土地利用のあり方、農用地・農業用施設などの整備・保全の方向や具体的な事業・活動について定め、本市の景観形成上の重要性や農業振興上の必要性を十分に勘案しながら策定を推進します。

7. 景観形成に関する方針

(1)市域全域の景観形成に関する方針

本市では、「第2部 景観形成の基本的な考え方」に示す内容を、市内全域の景観形成に関する方針とします。

(2) 重点景観形成地区等の景観形成に関する方針

各重点景観形成地区及び景観形成推進地区においては、市内全域の景観形成に関する方針に加え、次ページ以降に示す方針を定めます。

1) 高千穂通り地区における方針

景観形成の基本目標 ○中心市街地として魅力ある都市空間の形成					
京観が成の基本目標 〇中心中国地として魅力のる部中空间のが成	○観光宮崎の陸の玄関口にふさわしい景観の形成 ○中小寺街地として魅力なる教寺空間の形成				
○身近で親しみのある美しい街並みの形成					
公共施設に係る景観 ○街路樹、植栽、噴水などシンボルロードに調和したアメニティあら	が1つ担始京観				
形成に関する方針と、安全で快適な歩行者空間を確保する。					
○建築物のスカイラインを整え、都会的な沿道景観の形成を行う。 ○「にずねい」「ゆまこず」「たまゆま」を見まっけるままま	もかた目知の形				
〇「にぎわい」「やすらぎ」「ときめき」など、人を引きつける表情豊	iがな京観の形				
成を行う。 整 備 方 針 ○ライトアップや閉店後の照明等による「夜の景観」づくりを行う。					
整 備 方 針 ○ライトアップや閉店後の照明等による「夜の景観」づくりを行う。 ○沿道に調和した植栽、花壇等により、四季の移り変わりを積極的					
○加道に調和した個裁、化道等により、四季の移り変わりを積極的 ○既存建築物等については、より良い景観形成のため周辺への配慮?					
理を徹底し景観の向上に努める。	エリハバ 北田14日日				
□ はる版画の原葉の同工に劣める。 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □					
規模 したスカイラインを形成するように配慮する。)建築物 (ご恵利)				
○建築物の壁面は、国道 10号、国道220号、県道宮崎停車場線、					
単一 壁面の 東4号自転車歩行者道路、宮崎駅西口駅前広場(以下「前面道路					
位置に面して歩行者スペース、修景スペースを確保し、特に前面道路等					
する道路に面する角地の建築物にあっては、低層階にオープンスへ					
「ゆとり」ある空間を形成するよう配慮する。					
〇周囲の景観との調和が得られる色彩とする。外観の基調色(屋根で	 b壁面などで主				
に用いられる色彩)は、以下の推奨値を参考とする。ただし、建築	に用いられる色彩)は、以下の推奨値を参考とする。ただし、建築物の規模や機				
能、形態、周辺環境によっては推奨値外の色彩でも適する場合など	能、形態、周辺環境によっては推奨値外の色彩でも適する場合などがあることか				
ら、色彩の選定にあたっては十分に検討する。	ら、色彩の選定にあたっては十分に検討する。				
色相 R(赤) • YR(黄赤) Y(黄) その他の	D色相				
建築物 推奨値 彩度4以下 彩度3以下 彩度2	以下				
等 かつ明度 7以上 かつ明度	7以上				
※:表中の色相、彩度及び明度は、日本工業規格 Z8721(マンt	2ル表色系)に				
基づくものとする。					
色彩及び ※:表面に着色を施していない木材や土壁等の自然素材、金属板、	スレート、ガ				
形態 ラスなどの素材色は、適用を除外する。					
	〇前面道路等に面する建築物の1階部分については、中心市街地にふさわしい表情				
	を持った外観とすること。また、シャッターを設ける場合は、意匠に留意し「夜				
	の景観」にも配慮したものとする。				
	○前面道路等に面する建築物の壁面に屋外設備類を設けてはならない。 ただし、や しまち得ない場合は、 内腔 ト調和した部分である かい 原味するか の際 ト調和した会				

17 - 2 - 3 - 3	※とする。○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○				
と調和するように構造及び意匠を工夫する。	○前面道路等に面する壁面にベランダ、バルコニー類を設ける場合は、周囲の景観 と調和するように様浩及び音原を工まする				
	○記礼9るように構造及び急近を工大9る。 ○屋上に設ける屋外設備類は、路上から見えない位置に設置するか、外壁と調和し				
た部材で有効に遮蔽する。					
〇自動販売機は、建築物内に収納するなど、設置個所に留意する。					
その他の前面道路等に面する部分に物品を集積、貯蔵してはならない。					
〇工事中の仮囲いは、周囲の景観に配慮したものとする。					
○広告物は、景観を阻害しないよう設置場所、形態等に留意し維持管 広告物 (では) (では) (では) (では) (では) (では) (では) (では)	埋を徹底する。				

2) 一ツ葉リゾート地区における方針

景観形成の基本目標		〇一ツ葉浜が創り出す「臨海景観軸」の保全・強化				
		○優れた自然景観と調和したリゾート景観の創出				
公共施設に係る景観		○開放的な美し	ノい海岸線の保全を図	る。		
形成に関	関する方針	〇森林が創り出	出す自然景観の保全と	レクレーション機能	の保全・活用を図る。	
		〇一ツ葉有料道	直路からの開かれた眺	望を確保し、リゾート	- 地区にふさわしい質の高	
整備	方 針	い施設整備を	至行う。			
		○自然環境に配	2慮し、森林の緑を生	かした整備を行う。		
	配置	○周辺の開放る	された環境に配慮した	配置計画とする。		
		○森林の緑や海	事と空の青さなど、周	囲の景観との調和が行	导られる色彩とする。 外観	
		の基調色(屋	屋根や壁面などで主に	用いられる色彩) は、	以下の推奨値を参考とす	
		る。ただし、	建築物の規模や機能	、形態、周辺環境に。	よっては推奨値外の色彩で	
		- も適する場合	含などがあることから	、色彩の選定にあた	っては十分に検討する。	
		色相	R(赤) • YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相	
		推奨値	彩度4以下 かつ明度7以上	彩度3以下 かつ明度7以上	彩度2以下かつ明度7以上	
建築	色彩及び	※:表中の色相、彩度及び明度は、日本工業規格 Z8721(マンセル表色系)に				
物等	形態	基づくものとする。				
		※:表面に着色を施していない木材や土壁等の自然素材、金属板、スレート、ガ				
		ラスなどの素材色は、適用を除外する。				
		※:緑地内や背景が緑地等の自然地となる建築物等の場合は、明度は次の値を推				
		奨する。 明度2以上7以下				
		○屋外設備類は、外壁と調和した部材で有効に遮蔽するか、目立たないデザインと				
		する。				
		〇ベランダやバルコニー類を設ける場合は、周囲の景観と調和するよう構造及び意				
		匠を工夫する。				
		○道路に面する部分に植栽による修景を行うこととし、塀を設ける場合は、周囲の				
外構		環境と調和し	<i>」</i> たものとする。			
		○道路に面する	る部分に駐車場を設け	る場合は、植栽等で	修景を行う。	
広告物		〇広告物は出来	そるだけ控え、設置す	る場合は意匠及び形態	態を工夫し、維持管理を徹	
<i>1</i> 411111111111111111111111111111111111		底する。				

3)日南海岸地区における方針

		○雄大な海の島	 	 :富んだ美しい自然環	 境の保全・強化	
景観形成の基本目標		○雄大な海の景色と山の緑の変化に富んだ美しい自然環境の保全・強化 ○優れた自然環境と調和したリゾート景観の創出				
分共施設	 に係る景観	12.2.	II や海浜部の豊かな自		 観の形成を図る。	
	する方針		D眺望点を確保し、開			
	<u> </u>		作物等については、 同			
			された環境に配慮した			
	配置及び				ことのないように配慮す	
	規模	る。	2.5 () 5.5 () = 1,5 ()			
			 東と空の書さなど、馬	 囲の暑観との調和が	 得られる色彩とする。外	
					は、以下の推奨値を参考	
					境によっては推奨値外の	
					にあたっては十分に検討	
		する。				
		色相	R(赤) • YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相	
7 + + + · · · · ·						
建築物	推	推奨値	彩度4以下	彩度3以下 かつ明度7以上	彩度2以下 かつ明度7以上	
等	色彩及び	 ※:				
	形態	※:表中の色相、彩度及び明度は、日本工業規格 Z8721 (マンセル表色系 基づくものとする。				
				はか十壁等の白然素材	が、金属板、スレート、ガ	
			の素材色は、適用を		八型周次(パン・イ・バン)	
					合は、明度は次の値を推	
		奨する。	明度2以上7以下	_		
		○屋外設備類は	よ、外壁と調和した部	」 別材で有効に遮蔽する	か、目立たないデザイン	
		とする。				
		○前面道路に面する部分にベランダやバルコニー類を設ける場合は、路上から洗				
		濯物等が見え	えにくい構造とし、緑	化に努めるなど意匠	を工夫する。	
		○道路に面する	る部分には植栽による	修景を行うこととし	、塀を設ける場合は、周	
外構		囲の環境と調和したものとする。				
		○道路に面する	る部分に駐車場を設け	る場合は、植栽等で	修景を行う。	
その他			は、景観を阻害しない			
			面する部分に物品を集			
広告物				る場合は景観を阻害	しないよう意匠及び形態	
		を工夫し、糸	推持管理を徹底する。			

4) 大淀川地区における方針

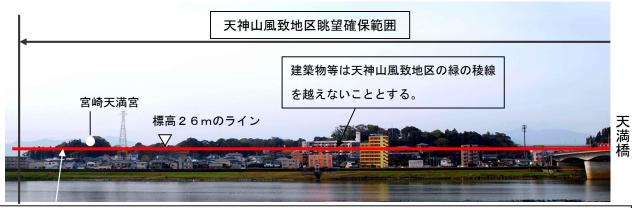
◇全体方針

景観形成の基本目標	〇雄大な大淀川と、緑・山並み・空・まちが一つにとけ込んだ、光り輝くシンボル景観の形成
公共施設に係る景観形 成方針	○市民に親しまれる河川環境の保全及び整備を行う ○河畔、沿道及び公園を総合的に整備し、花と緑豊かな景観を形成する ○周辺からの見え方や河畔から周囲への眺望に配慮した整備を行い、適正な維持・管理に努める
地区全体に係る景観形成方針	 ○川・緑・山並み・空・まちが一つとなったシンボル景観の形成 ・大淀川は、本市の重要な景観のシンボルであり、沿岸の緑やまち、背景の空や山並みが組み合わされた雄大な景観を形成している。大淀川を中心とした景観の重要性を認識し、川・みどり・山並み・空・まちを一つに捉え、本市のシンボルにふさわしい魅力ある景観を形成する。 ○川と緑が一体となったうるおいあふれる景観の形成 ・沿岸の緑及び隣接する緑地は、大淀川と一体となって市街地に豊かな自然を提供し、散策等で河畔を利用する人々に潤いを与えている。それらの緑及び緑地を保全・活用し、新たな緑を創出することによりうるおいあふれる景観を形成することが重要である。河川空間を積極的に緑化するとともに、沿岸の民有地及び公有地の緑化を推進する。 ・天神山及び愛宕山の緑地の保全と眺望の確保を図り、川と緑が一体となった景観形成を行う。 ○空、遠景の山並みへの眺望を確保した広がりある景観の形成 ・大淀川は広い川幅を有するため、背景となる空や遠景の山並みが河川と一体的に視認でき、広がりを強く感じることができる。建築物の高さや色彩等に配慮して、空への広がりと遠景の山並みへの眺望を守り、大淀川の魅力である雄大な景観を守り育てていく。 ○バランスのとれた、まとまりと連続感が感じられる街並み景観の形成・市街地中心部を貴流する大淀川は、川・緑の自然にまちが組み合わされて、宮崎らしさを特徴づけている。建築物や工作物、広告物は、景観の主要な構成要素であり、それらの配慮を欠くと落ち着きや統一感を失い、川との調和を損なう恐れがある。沿岸の建築物や広告物等の高さや色彩等に一定の統一性や類似性を持たせ、まとまりと連続感を創り、川とのバランスの取れた美しい街並みを形成する。

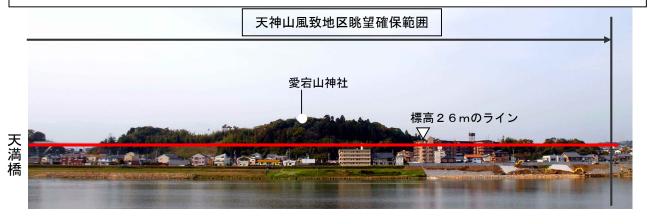
◇ゾーン別方針

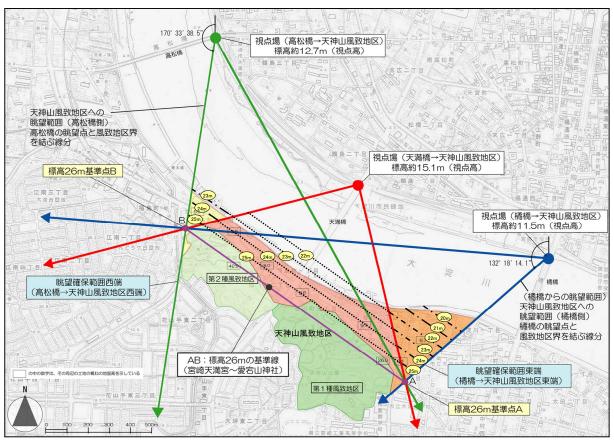
	ノーノかり可					1		
		小松・大塚ゾーン	祇園・和知川原・大工ゾ	天神山・愛宕山ゾーン	橘橋周辺ゾーン	橘公園通りゾーン	城ヶ崎・出来島ゾーン	河ロゾーン
ゾー	ン別基本方針	背後となる斜面や山並み の緑を大切にした潤いあ る景観の形成	I .		l .	美しく連なる建物と開放的で自然豊かな川沿いの公園による観光宮崎のシンボルとなる景観の形成		
	配置		」 ■川に挟する道路から後退し、			7 2 11 W C G. G. S. W. 12 17 17 17	50-27/27/2	
		○建築物は、大淀川や大淀川に接する道路から後退して配置し、緑化空間の確保に努める。 ○大淀川右岸区域については、対岸から見て背景となる遠景の山並みの稜線から突出しない高さとする。						
				5速京の山並みの梭線から突出した スカイラインとなるように配慮する				
	= -			○対岸や橘橋・天満橋・高松橋				
	高さ			から見て、背景となる天神山				
建				及び愛宕山の稜線から突出し				
建築物				ない高さとする。(※1)				
物		○建築物の壁面は 長大な			▲ 今は 形能物色彩等の工夫により周辺	口に圧迫感を与えないように配慮する。		
I	色彩及び		(全温さんうないのうに品意) (を考慮して、連続感のある)					
作	形態		上げ及び意匠と調和させる。					
工作物等					カレー体的なデザインとする			
					別と一体的なチットフとする。 ZDから見てわかりにくいように、位置	号かデザインを工事する		
					さから兄でわかりにているうに、 たし、洗濯物等は見えないようにする			
	設備等		ではいる場合は、同曲の京観 目の景観に配慮したものとする		大し、 元准初寺は兄んないようにする	J.,		
		○工事中の収囲がは、同世	の京観に即思したものとする	<u>ی</u>	○7⇒笠畑かり排のごぜノンルニ囲毛リ	た四四カニノレフ…ゴに上り、十次		
						ンた照明やライトアップにより、大淀		
			· PP IO IO ヘナフ		川周辺にふさわしい夜間景観を流	関田9句。		
		○既存の樹木等は、できる						
		○建築物の周辺はできる限						
47	и.		は、可能な限り中高木の植栽を		T	0.7.		
緑	化	〇前面道路に面する部分は、コンクリート塀やブロック塀を避け、できる限り生け垣とする。				○前面道路に面する部分は、コンクリ	○前面道路に面する部分は、	
						ート塀やブロック塀を避け、橘公園		担とする。
						通りにふさわしい南国的な植栽を行		
	T	う。						
		〇必要最小限の掲出とし、周辺景観や建築物本体と調和した質の高い広告物の設置に努める。						
	共通事項	○できる限り低層に掲出し、複数の広告物は集約する。						
	71,223-31	〇地色について、建築物本体と調和した色彩を用いるとともに、多色使いを避ける。						
		〇窓面広告は設けてはなら				T	T	
				る山並みの稜線から突出しない。		○掲出してはならない。やむを得ず		
	 屋上広告	○対岸から視認できるもの)はできる限り掲出しない。'	やむを得ず掲出する場合は、派手	な色彩や形態を避け、建築物と一体	出する場合は、建築物と一体的なも	ち なる山並みの稜線から突	出しないように設置する。
	屋工公告 壁面広告	的なデザイン、もしくは	は切り文字とする。			のとし、壁面に切り文字等で横書る	き 〇対岸から視認できるもの	はできる限り掲出しない。派
広	至田四日					とする。	手な色彩や形態を避け、	建築物と一体的なデザイン、
告		もしくは切り文字とする。					0	
物						○独立広告や突出広告は自家用かつ∮	<u></u>	
17/1		<u> </u>				約したものに限り、各建築物 1 個表	₹	
						でとする。		
						○建築物の敷地内に、簡易広告物(則	占	
	その他					り紙、貼り札、立て看板、常設のほ	₹	
						り等)を設けてはならない。		
		〇通りに面して自動販売機を設けては					#	
						ならない。やむを得ず設置する場合		
						は、位置や色彩等に配慮する。		
							ı	

※ 1:高さの方針についての詳細は、P82を参照



〇建築物、工作物の高さの限度 (基準線) 基準線は、平面上で宮崎天満宮と愛宕山神社を通る直線とし、標高26m(宮崎天満宮の標高)として設定する。





5) 宮崎駅東通り地区における方針

景観形成の	の基本目標	Oまちの色と社	 芘・緑が調和した、歩	 いて楽しいまちなみ	 の形成	
		○街路樹、植栽等はまちなみの景観と調和を図るとともに、安全で快適な歩行者				
公共施設に係る景観		空間を確保する。				
形成に関す	する方針	○港周辺では海	頭の玄関口にふさわし	小、 南国らしさがあん	ふれた道路空間を形成す	
		る。				
		○駅と海の玄陽	見口をつなぐ風格のあ	る都市軸の形成		
		• 駅前にご	ふさわしい賑わいのあ	る歩行空間づくりや	、統一感のある道路空間	
		づくり領	穿により、宮崎駅と宮	崎港の2つの玄関口を	をつなぐ道路軸として風	
		格のある	るまちなみを形成する	00		
	に係る景観	○空と海とが一	-体となった開放感の	あるまちなみの形成		
形成方針					、南国らしい草花の植栽	
)、空と海が一体とな	,	ちなみを形成する。	
			(、散策が楽しいまち			
			-サルテザインに配慮 f者などが楽しく散策		憩スペースの設置等によ	
					パック。 修景スペースを確保し、	
	配置				『	
		る。(駅東ゾ		C 1 1 2 2 3 1 1 2 2 1	可でかえずるのう品高す	
		□ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○				
	高さ	の				
		○建築物及び工作物の壁面の基調色(主に用いられる色彩)は、以下の推奨値を				
	色彩	参考とする。(駅東ゾーンのみ)				
		色相	R(赤) • YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相	
建築物等		推奨値	彩度 4 以下 かつ明度 7 以上	彩度3以下 かつ明度7以上	彩度2以下 かつ明度7以上	
		○建築物及び工作物の屋根の基調色(主に用いられる色彩)は、以下の			彩)は、以下の推奨値を	
		参考とする。	(駅東ゾーンのみ)			
		色相	R(赤) • YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相	
		推奨値	彩度 4 以下	彩度3以下	彩度2以下	
		※: 表中の色	相、彩度及び明度は、	日本工業規格 Z872	21(マンセル表色系)に	
		基づくものとする。				
		※:表面に着色を施していない木材や土壁等の自然素材、金属板、スレート、ガ				
			の素材色は、適用を		_,	
設備 その他		○通りの連続性を確保するために、市道宮崎駅東通線に面して平面駐車場をでき				
		る限り設置しない。(駅東ゾーンのみ)				
		○建築物等の附帯する設備等は、周辺から見えにくい場所に設置する。やむを得 ず設置する場合は、目隠し等を行い、景観に配慮する。				
緑化		○空地や駐車場	易は、できるだけ緑化	・修景を行い、うる	おいのある空間づくりに	
		努める。				
		○通りとの境界	早は、生垣や樹木、草	花等の植栽により、	歩いて楽しい空間づくり	
		に努める。				
		○既存の樹木等	学は、できる限り保全	する。		

	共通事項	○必要最小限の掲出とし、周辺景観や建築物本体と調和した質の高い広告物の設置に努める。○できる限り低層に掲出し、複数の広告物は集約する。○地色について、建築物本体と調和した色彩を用いるとともに、多色使いを避ける。
広告物	野立広告	○まちなみや周辺建物との調和に配慮したデザインとする。
	屋上広告	〇派手な色彩や形態を避け、建築物と一体となったデザインとする。(駅東ゾーンのみ)
	その他	○窓面広告は設けないこととする。 ○建築物の敷地内に、簡易広告物(貼り紙、貼り札、立て看板、常設のぼり等) を設けないこととする。
その他		〇自動販売機を通りに面して設置する場合は、位置や色彩等に配慮する。

6) 四季通り地区における方針

	魅力あるまちづくりを実現するため、関係者の理解と協力をもとに、以下の基
	本方針に基づき、まちづくりを積極的に推進する。
	〇四季折々の花と緑にあふれ、季節を感じる通り
景観形成の基本方針	〇個性的な店舗が集まり、歴史と新しい文化が共存するお洒落な雰囲気を感じる
	通り
	〇誰もが安心してゆっくり歩ける通り

宮崎市景観計画

編集•発行 宮崎市都市整備部景観課

〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目 1 番地 1 号 TEL. 0985-21-1817 FAX. 0985-21-1816